

第三編

農民運動

第一章 戰時農地政策と農民運動

第一節 農地政策・小作対策の展開

争下の農地政策・小作対策は、このような政策目標のもとに寄生地主的土地位所有制度そのものの否定には鋭く警戒しながら、一方ではしだいに直接生産者たる農民——地主の圧迫下にある小作人の保護に傾き、他方、農民の階級闘争的姿勢に対しても今まで弾圧と懷柔の態度をもつてのぞむ二面政策であった。そしてこのことは、結局において地主的土地位所有の機能と經濟的利益を國家権力の介入によって制限する政策にならざるをえなかつた。これは、大平洋戦争下に農業生産は日一日と縮小再生産への道をすすみ、しかも外国食糧の輸入減とあいまつて食糧事情が極度に悪化してゆく情勢下では、全くやむをえない政策の必然的方向であった。そこでまず、戦時下の、農地政策・小作対策を中心とした農政の主軸をつぎに概観しておこう。

農地政策・小作対策の体系　全般の性格と体系に大きな変化が生じた。たとえば農民運動対策の一つの中心をなした小作調停にても、たんに地主・小作人の間に介入して両者を調停し、「農村平和」を維持するという目的以上に、いまや戦争遂行上絶対に必要な食糧生産を確保するという新たな政策目標が現われた。このためには農業から流出してやまぬ労働力を農村につなぎとめ、兵力としての農民、食糧生産者としての農民の減少を防止せねばならない（戦時農村労働力対策については、本年鑑特集版「大平洋戦争下の労働者状態」第六編参照）。このような戦時経済の至上命令にもとづき、小作調停はさらにいつ強化せねばならぬし、また同時に自作農創設も一段と推進せねばならぬ。さらに農業の生産基盤たる農地の移動や農地価格・小作料についても国家による管理あるいは統制の手をのばし、食糧増産により適合した条件をつくり出さねばならない。大平洋戦

① **農地調整法**　一九三八年制定された農地調整法は、従来の小作多くの点において画期的な意味をもつ施策をふくんでいた。

1 小作調停　小作調停法では、地主または小作人の申請によつて調停が受理され、調停委員等が両者の間に介入し事件の解決を斡旋したのであるが、調整法によれば、小作争議に関し「公益上必要あり」と認められる時は、小作官みずからが調停の申請ができ、裁判所もこれにもとづき調停できるようにした。すなわち事實上、職権による強制調停への道を開いた。また調停中に必要があると裁判所がみとめたときは、農地の耕作について適当な命令をなしうることにした。

2 小作権の保護　小作農家の生産の確保および生活の安定のため、登記がなくとも小作権が第三者に対抗できるような規定をもうけ、また正当な事由がないかぎり、地主が一方的に小作契約を解除できないと規定した。

3 自作農創設 一九二六年「自作農創設維持規則」の定制以来伝統的小作対策の一翼をなした自作農創設を強化拡充するためその対象を未墾地にまで拡げ、また道府県・市町村その他の団体が自作農創設のため地主から土地を買い入れることができるようにした。**4 農地の管理** 兵役その他の理由で農家が農地の耕作や管理ができるないばあい、市町村等がそれを管理し、ばあいにより自作農創設のためにその農地を処置できるようにした。**5 農地委員会** 右の各種事項のほか、未墾地開発や土地の交換分合等の事項を処理する農地委員会を道府県・市町村に設置した(一九四二年末現在で、市町村農地委員会数は一万〇〇五七に達し、この数は全国市町村数の九三%に相当した)。

(二) **小作料統制令** 高額高率の現物小作料が農業生産を阻害し、小作人の生活を圧迫している事実は、戦時下においてますます明白となり(注)、政府はその直接的な統制にのりださざるをえなかつた。

(注) 日本勧業銀行の調査によれば、一九三六年の全国平均反当実納小作料(水田)は一石三斗で、一年には一石六斗と、わずかに増加したにすぎない。しかしこれを米価に換算して示すと、三六年の二九円二一銭に対し、一年には四七円六銭となり、じつに六一%の騰貴となつてゐる。同じように普通畠小作料も五四%の騰貴となつてゐる。食糧事情の逼迫とともに五七〇~五七一ページ参照)。

一九三九年に施行された価格統制令は、その統制の対象に小作料

をふくめていたが、小作料の額だけを規制しても、その減免条件や分配率等についてこまかに規制を加えないかぎり、十分に目的を果たせない。そこで一九三九年一二月六日、政府は小作料統制令を公布し、これは同月一日から施行された。この内容は、――

1 小作料の引上げ変更の停止 一九三九年九月一八日現在で小作料の額や種別が決定されていたばあい、地主はその額を超えて引き上げることはできない。また本令施行後それが決定されたばあい、その最初にきめられた小作料の額や種別を基準にして、それ以上の引き上げは許さない。

2 小作料の適正化 市町村農地委員会が適正と認めたときは、一定の手続きを経て、小作料を一定の高さに適正化することができます。また地方長官は、小作料がいちじるしく高いと認めたばあい、

小作料の低減・種別の変更等の命令を地主に対してなしうる。

3 小作条件の適正化 小作料の種別・量率のほか、小作契約における種々な条件についても適正化しうる規定をもうけた。

(三) **臨時農地価格統制令** 戦時下、農地価格は上昇し、これは農業生産を阻害するばかりか政府の低物価政策に支障を来たすことになった。政府は、総動員法第一九条の規定にもとづき一九四一年一月三〇日、勅令第一〇九号をもって臨時農地価格統制令を公布、二月一日から施行した。この統制の内容を摘要すれば、――

1 賃貸価格のある農地の価格統制 農林大臣の定めた倍率をその賃貸価格に乗じて得られる地価を「停止基準価格」とし、これをえた農地の売買を許さない。

2 賃貸価格のない農地の価格統制 このばあいは、当事者は地方長官の定める認可価格にしたがつて売買しなければならない。

以上の統制地価は原則として一九四九年中に実際に売買された価

格を基準にしてそれ以上の騰貴を抑制しようとするもので違反者は三年以下の懲役または五〇〇〇円以上の罰金を課することにしたる耕作放棄、自然災害による潰瘍等、種々な原因によつて農地面積が縮小していった事情については、前掲本年鑑の特集版上巻（一八四ページ前後）において記したところである。政府は食糧生産の確保のため、農地の潰瘍を防止し、休閑地の利用をはかり、不急不用作物の生産を制限し、また農地の移動を統制する等の目的のため一九四一年二月一日、臨時農地等管理令（勅令第一〇四号）を公布して即日これを施行した。この法令の規定する主要点はつぎのようである。

- 1 農地潰瘍の制限 農地の所有者または耕作者が農地を耕作以外の目的に使用しようとするばあい、あるいは耕作目的以外に使用するため農地を取得したり賃借するばあい、地方長官または農林大臣の許可をうけねばならぬ。
- 2 農地の移動統制 特に定めるばあいをのぞき、農地の所有・賃貸等をなそうとする当事者は地方長官の許可をうけねばならぬ。
- 3 耕作強制 耕作の放棄された農地について地方長官が必要と認めるばあいは、その所有者・賃借人等に対し、地方長官は耕作を勧めることができ。また勧告にしたがわぬばあいは、市町村・農業会・農事実行組合等に耕作をまかすことができる。
- 4 作付統制 農林大臣または地方長官は、必要と認めれば農地の権利者に対し作物を指定して耕作を命じ、あるいは一定作物の耕作を禁ずることができる。

自作農創設維持の実績

前述のように、自作農創設維持は地主小作關係そのものを解消して「農村平和」を維

第4表 自作農創設維持事業の実績（全国）

年 次	貸付金額	創設維持面積	同 戸 数
1936年までの累計	163,271 千円	112,293.1 町	198,241 戸
1937年	18,532	13,987.4	21,825
38	19,757	17,882.5	23,622
39	16,684	12,876.0	18,701
40	14,323	9,062.6	15,138
41	14,107	8,312.2	13,443
42	16,592	9,162.0	13,505
43	23,698	11,373.0	15,544
44	99,101	43,101.0	62,504
1937～44年累計	222,794	125,756.0	184,282
総 合 計	386,065	238,049.1	382,523

[備考] 農林省官房総務課編「農林行政史」第1巻、629ページより引用。

持し、食糧生産を確保しようとする政策の有力な一環をなすのであるが、政府は日中戦争開始後、いつそうその規模を拡大し、事業の推進に努めた。第4表はその実績を示すものであるが、一九三七年から四四年までの八年間における創設面積は、一二万五、七五六町に達し、これは一九二六年、この制度が開始された年から三六年までの一一年間ににおける創設面積一一万二、二九三町を上まわる実績

を示した。右の両期間における創設農家戸数、貸付資金の累計を比較しても、戦時下の八年間の実績がそれ以前の実績を上まわっていることがわかる。

戦時下の自作農創設事業の推移をみると、一九三七年から三九年にいたる日中戦争後の時期と、戦争末期の四二年から四四年までの時期が特に急速に事業を拡大推進したことがわかる。前者は第一次自作農施設の拡充期で、この期に農地調整法および自作農創設維持補助助成規則（一九三七年）による創設事業がおこなわれ、さらに「支那事変出征記念自作農創設維持事業」が実施された。後者の時期は第二次拡充期で、この時は「皇國農村確立の為農地対策上採るべき方策」の一つとして、自作農創設維持事業がさらに一層整備拡充されたのであった（注）。その具体的措置として、一九四三年九月一八日、農地調整法施行令が改正された。この時の計画によれば、一九四三年から六七年までの二五年間に五八億八千万円の資金を投じて約一五〇万町歩の小作地（全小作地の約六〇%）を自作地化するという、相当思い切った創設事業であった。もちろんこのような計画は戦争経済の破綻につづく敗戦によって実現しなかったが、政府の手によって地主の財産権を損なわずに地主小作関係を部分的に解消してゆこうとする試みとしては画期的なものであった。ちなみに、このような自作農創設を占領軍権力の主導下に、さらに大規模に、過激ともいえる方法で実行したのが、戦後の農地改革であつた。

（注）「皇國農村確立」とは、一九四一年、太平洋戦争勃発後決定された政策で、農村人口の確保と食糧増産のため、適正規模農家・標準農村の設定と自作農創設を主内容としたものである。くわしくは前掲「農林行政史」第一巻六一五ページ以下、同第二巻、一九五八年刊、一二三九ページ以下参照）。

小作料統制の実績

農林省は小作料統制令にもとづく小作料の引上げ停止や適正化を指導するため、一九四〇年よ

り全国各地に懇談会を開いて趣旨を徹底させ、また現地における指導を担当する農地調整指導員を地方府に設置させた。この指導員の数は四〇年三月現在で九八六人であった。また小作料統制を実際に担当するのは市町村農地委員会で、農地委員会は地主・小作人両当事者の意見をききながら小作料改定や引上げ防止にあたつたのである。

統制の実績をみると、一九四三年三月現在で、小作料統制令第四条による適正化（農地委員会の斡旋で自治的に実施する）の認可面積は水田二一万二一〇〇〇町歩、畑一一万九〇〇〇町歩、合計三三万一〇〇〇町歩余である。認可面積の比較的多い地方は（四二年末現在）、北海道（一八万四〇〇〇町歩）、山形（二万四〇〇〇町歩）、鳥取（一万三〇〇〇町歩）、広島（一万一〇〇〇町歩）、長野（一万余町歩）、秋田（一万町歩）等である。

つぎに、行政官庁の命令により小作料を適正化したもの実績をみよう。（一）一般的命令——秋田県では一九四〇年一一月、県令をもって小作料統制令第六条にもとづき、水田反当小作料玄米一石二斗をこえる地主に対しこの水準以下に引き下げるよう命令を出した和歌山県でも同様の命令を一九四四年二月に出した。（二）個別的命令——北海道・広島・鳥取等数カ町村において、農地委員会の小作料改定勧告に従わぬ地主に対し、地方長官は個別的に引下げ命令を発した。一九四三年三月までにその関係面積は七四七町歩余であった。なお減額された小作料部分は、これを農業生産に使用するよう政府・地方庁は指導した（農林省「農地年報」六五ページおよび「農林行政史」第一巻五九三ページ参照）。

以上の小作料統制は、すべて小作料の物納額についての適正化あるいは引上げ停止であつて、その換算金額については一切触れていないことは注意を要する。代金納小作料についても、その基準である物納額について統制をおこなつたもので、代金納額そのものに対する適正化ではなかつた。また地方長官には物納を金納に変更せよと命ずる権限が統制令によつて与えられていたのが、そのような種別変更が命令されたことはなかつた。物納小作料制そのものに手をつけることは、地主階級の強く反対するところで、容易ではなかつたのである。物納制が事実上代金納化され、同時に地主の取り分が縮小せしめられたのは、主要食糧の国家管理制度が実施された結果であった。すなわち、一九四〇年から、地主に対しても飯米をのぞく小作米をすべて供出する義務が負わされ、またこの供出は地主にかわつて小作人がおこなつて地主にはその供出代金を支払うことになり、事実上、物納は代金納制に切り換えられたのである。翌四一年には、生産者たる農民には地主にかわつて供出した分についても生産奨励金が交付されたので、その奨励金を受けられない地主米価と生産者米価に差が生じて、結局小作料の実質的削減となつたのである。

小作料統制令にもとづく小作料の適正化が、ある程度小作人の經濟的利益を守つたとすれば、食糧管理制度と二重米価制は實質的に小作料の物納制を廃止させ、小作料の量率を低下させる上にきわめて大きな役割を果たしたのである。

寄生地主制は頑強にその存在をつづけながら、以上のような経過をとつて、戦時經濟の進展とともにしだいにその機能と經濟的利益を制限されていった。

第二節 空白期の農民運動

農業報国運動

第一次大戦後、とくに米騒動後の社会・經濟・思想情勢の大きな変化を一般的の背景に、一九一〇年代後半にわが国の近代的農民運動の本格的展開が準備された。一九二〇一二年の戦後恐慌を契機に、農民運動は全面的に高揚し、大正末昭和はじめの一時的後退ののち、昭和恐慌を契機にふたたび高揚し、一九三一年ころまで展開された。しかし、満州事変を転機としてファシズムが台頭し、一切の階級的大衆運動が官憲のきびしい取締りにあって困難な状態においこまれ、一九三七年、日中戦争開戦のころには全くといつてよいほど活動の自由をうばわれた。農民組合の指導者や活動分子の多くは、警察署や監獄につながれるか、来たるべき時を待つて地にひそむか、あるいはファッショ的農民団体をつくつて時局に便乗するか、そのいずれかの道をえらび、従来の階級的農民運動はほとんど全く影をひそめるにいたつた。

戦時体制下の農民運動の戦線に大きな影響をあたえたものは、農業報国連盟の結成であった。これまで農民組合は準戦時体制下のきびしい統制と取締りのもとにあつて、それでも応召農家の生活援護とか食糧増産のスローガンをかけ、勤労奉仕・共同作業・未墾地開拓などに協力しながら、小作料减免・耕作権擁護あるいは増税反対等にぎりぎりの努力をつづけて來た。しかし一九三七年一〇月には農民団体の一部に国民精神総動員運動に参加するものが現われ、やがて翌三八年一月に結成された農業報国連盟に各農民組合は賛助団体として加入した。農業報国運動は戦争經濟の要請による

食糧増産を農民の愛国心に訴えて強力に推進しようという政府の御用運動であるが、農民組合までがこのよう上からの指導による運動に参加せしめられることによって、その自主性をいちじるしく制限され、あるいはついにそれを喪失するにいたるのは当然である。

農民組合の解散

戦闘的農民運動の伝統を守って昭和恐慌下に全国の先頭に立つて来た全国農民組合（全農）は、ついに一九三七年解散を決定し、翌三八年二月には「反共・反人民戦線」を標榜する大日本農民組合に変身した。その運動方針は、戦時体制下の「時局」の要請に応じて「農業生産力の拡充」「勤労奉公」等をかけ、その活動の重点はもはや小作争議の指導や大衆的示威行動の組織など日常活動の展開におかれなくなつた。下部組織も急速にくずれ、たとえ存在してもその手足は縛られて動きのとれぬ組合に化して行つた。

これより早く、一九三二年には日本農民組合（会長片山哲）に國家社会主義的運動方針を主張する平野力三派の動きがあり、これと意見を異にする鈴木文治、片山哲らは分裂して日本農民組合総同盟を結成した。日本農民組合はさらに皇道会と提携し、「一君万民の國体原理」を奉ずる日本主義農民運動に走るなど、右旋回がすすんだ。その他、三三・三四四年ころになると皇國農民同盟・皇國農民連盟・農民自治連盟など右翼的国家主義的農民団体の結成が相ついで起こり、三七年ごろになると、日本農民連盟・維新青年俱楽部・信州郷農同志会その他各種の右翼的農民団体が簇生した。しかしづれも戦線を統一した全国的有力団体となるにはいたらないが、時のすすむにつれて、これらはますます時局便乗的ファシシヨ的団体の色彩を強めていった。

このような情勢下に、一九三九年一一月、農民運動関係の国會議員を中心に、大日本農民組合・日本農民組合総同盟その他の団体を

糾合してつくられた農地制度改革同盟は戦時体制下唯一の活動力ある農民団体であった。これは、食糧増産・生産力拡充という戦争経済の至上命令を達するため、政府が農地政策・小作対策をすすめている情勢に即応して、「農地制度の合理的改革」を目標に政治活動を展開しようとしたものである。農民運動家の活動が拘束されていて、小作地の国有化とか土地管理制度の樹立とかを主張したものである。これらの主張も運動も、實際は日農・全農の伝統たる革命的スローガン「土地を農民へ」の実践と同じものでもなく、むしろ農林省の伝統的自作農創設政策やナチスの家産制農場の主張をとりいれた右翼的性格を多分にもつものであった。同盟は数回にわたって農地国家管理法案を国会に提出したり、小作料統制令をよりどころとして小作料の引下げ運動をおこなつたりしたが、四二年にいたり、ついに政府当局によつて、わが国農業機構の根幹たる地主的土地所有制を変革する危険なる「社会主義的政治結社」なりとして解散を命ぜられた。この同盟の顧問や理事には大正中期の農民運動創草の著名な運動家——杉山元治郎・鈴木文治・平野力三・三宅正一といらい前川正一・松本治一郎・中村高一ほか多数の指導者が名をつらね、また各地方には微力化したとはいえ、なお活動分子のグループを有していたことが、官憲にとつてはすでに十分に危険な存在として解散処分に倣したものであろう。

同盟の解散以前に四〇年前後から、日本農民組合同盟・大日本農民組合・日本農民連盟・日本農民組合などが相ついで姿を消した。内務省編の「社会運動の状況」（昭和一六年）はこれについてつぎのように述べている、――

「我国農民運動の大宗とも謂るべき大日本農民組合本部の解消は此種団体運動における大なる衝動を与え遂に時局の思潮に抗すべく

もなく、本年に入りて幾多鬭争の歴史を有する日本農民組合、日本農民連盟、日本皇國同盟等何れも下部組織よりの解散によりて続々消滅し、正に我国農民運動史上の画期的段階に入らんとする状況現われつゝあり。」（傍点は引用者）。

たしかに、大日本農民組合の解散はわが国農民運動史上の画期的段階——農民運動の空白期が訪れたことを宣告したものであり、農地制度改革同盟の禁止はこの空白期における最も暗黒なファシズムの暴力を表示するものであつた（くわしくは第五章農民団体の項参照）。

小作争議の火は消えず このようにしていやしくも農民の利益を守る農民の団体であるかぎり、その存立は完全に抹殺されてしまったあとに、地方によつては警察署長や町村長の呼びかけで官製の団体がつくられた。新潟における農業尽忠会はそのひとつの典型である。これは特高警察の主唱によつてつくられた農民統制団体であり、小作争議の未然防止と強制調停がその重要な仕事であった。

しかしこのように嚴重な官憲の統制と干渉・介入にもかかわらず、寄生地主制の矛盾の表現たる小作争議そのものはついに完全に防逼することはできなかつた。ほとんどすべての自主的農民団体が息の根をとめられた一九四一年、すなわち太平洋戦争開始の年でも、全国で件数にして三、三〇八件、参加小作人三万二、〇〇〇人をこえる小作争議の発生したことを官庁統計は報じている。いわゆる争議にまで発展しなかつた地主・小作人間の紛争がこのほか多数起つていていたことを考慮すれば、戦時下における地主小作関係の矛盾、その表現としての小作争議はいかなる権力的統制によつても封殺できなかつたことが知られるのである。

もつとも、戦争のすすむにつれて小作争議の件数は減少し、その

一件あたり規模も縮小していった。争議の原因にも、食糧事情の悪化や地主の帰村による小作地の取上げとか、軍需工場の地方分散にともなう農地転売を目的とする小作契約の解除申し入れとか、いくつかの新しい要素が加わつて來た。農民の側では、増加した兼業収入によって小作地を買い取ろうとする動きがあり、小作料統制令をよりどころとして小作料減額を積極的に要求する動きも出て來た。そして特徴的なことは、これらの争議が多く小規模で、しかも組合の組織的指導なしにたたかわれたことである。いや、自然発生的な個別的な争議とはいっても、それは二十数年の農民運動の伝統から学んだ小作人たちの「組織なき組織」による抵抗であつた。小作争議がいかなる形で、いかなる地方で起つて、また解決したか、それが地主的土地位所有にどのような影響をあたえたかの詳細は第二章に記録した。また小作調停の推移やその結果については第三章に、最後に北海道・新潟その他二、三の地方における具体的な運動の様相は第四章について見られたい。太平洋戦争下の農民運動空白期とはいっても、日だたない、ささやかな規模のものとはいっても、地主制の重圧下にあえいでいた農民の抵抗の火はついに消えなかつたことがわかるであろう。

第二章 小作争議

第一節 小作争議の概況

一 小作争議の件数と規模

日中戦争開始以後、ことに太平洋戦争開始以後になると、農民が小作料を減免せよとか、小作地の引き上げ反対とかを要求して地主と争うこと

は、「社会主義者の煽動」による反国家的行為として官憲のきびしい弾圧をうけることを覚悟せねばならぬ情勢となつた。

しかし、以下に記すように、きびしい官憲のファンショ的弾圧と、小作調停や小作料適正化等の小作対策といえども、小作争議の根を完全に止めるることはできなかつた。太平洋戦争勃発の年、すなわち一九四一年における小作争議総件数三、三〇八件、参加小作人三万二〇〇余人という農林省の公式発表数字は、このことをハッキリ示している。官庁統計にいう「争議」にまで発展せず、紛議、紛争という形で地主と小作人との間に生起したトラブル（争い）の類を考慮にいれると、この争議の規模は官庁統計の示す数字から想像されるより、もっと深刻で大きかつたと推定しても誤りではないであろう。

（1）小作争議にかんする官庁の統計と調査報告は、一九一七年から三九年までのものは農林省農政局編の各年次「小作年報」に、四〇・四一年のものは各年次「農地年報」に記録されている。「小作年報」には、小作争議の件数・発生時期・原因等のほか、小作調停や地主・小作人組合の概要が記載されており、「農地年報」には、右の項目のほか、小作料統制事業、農地委員会、自作農創設維持事業および農地審議会の概要が追加記録されている。四二年以後、これらの小作争議と小作調停等にかんする詳細な統計・調査報告は発表されなくなつた。「農地年報」が農林省農地局から復刊されたのは、戦後一九五二年の「昭和二十五年農地年報」からである。なお、次ページにかかげた「原因別小作争議件数」「小作争議の参加人員と関係土地面

第5表 原因別小作争議件数(全国)

年 次	総数	小作料 値上改 正及満 期	不作	高 率 不統一	農作物 価格下 落	収支 不償	米穀 検査 関係	小作地 引上	区画又 は耕地 整理	小作料 滞納	その他の 原因
1939年	3,578	142	563	135	—	47	18	1,752	9	554	358
1940年	3,165	88	579	196	—	124	8	1,484	7	375	304
1941年	3,308	98	665	202	—	98	8	1,447	—	390	400
1942年	2,756	42	670	205	2	79	4	1,012	—	384	358
1943年	2,424	47	292	213	—	49	8	1,000	—	374	441
1944年	2,160	59	180	111	—	28	1	1,001	—	191	589

[備考] 1) 本表は翌年6月30日迄に到達せる報告書に基き作成したものである。
 2) 農政局調査による。
 3) 「第22次農林省統計表」による。

第6表 小作争議の参加人員と関係土地面積(全国)

年 次	参 加 人 員		関 係 土 地 面 積			
	地 主	小作人	総 数	田	畠	その他の 面積
1939年	9,065人	25,904人	16,622.9町	12,619.5町	2,853.4町	1,150.0町
1940年	11,082	38,614	27,624.7	23,290.7	3,532.4	801.6
1941年	11,037	32,289	21,898.2	17,354.8	2,350.1	2,193.3
1942年	11,139	33,185	25,543.6	21,389.3	3,464.2	690.1
1943年	6,968	17,738	11,441.5	10,002.9	1,079.1	359.5
1944年	3,778	8,213	5,095.8	3,511.6	1,123.9	460.3

[備考] 1) 本表は翌年6月30日迄に到達せる報告書に基き作成したものである。
 2) 農政局調査による。
 3) 「第22次農林省統計表」による。

さて、上掲の第5表によつて小作争議の原因を概観すると、地主の「小作地引上げ」が各年を通じて総件数の半ば近くをしめ、これについて「小作料滯納」「小作料値上改正及満期」等、小作料関係のものが多い。これは大正中期以後昭和初期にいたる期間、争議原因の圧倒的多数をしめたものが小作料関係であったのに対し、昭和恐慌以後は地主の小作地引上げを原因とする「土地争議」が増加し、この原因が主位をしめるにいたつたその歴史的傾向をひきつぐものである。

地主の小作地引上げは種々の背景のもとに起つたのであるが、その理由としては、小作地の保有者が地主にとって経済的にそれほど有利なものでなくなつたこと、彼らが小作人との紛争や争議にしだいに耐えきれなくなつたこと、食糧事情の悪化が地主の自耕化を促進したこと、あるいは工場の地方分散等にともない地主が小作地を引き上げこれを工場や住宅用地として売却しようとはかつたことなどがあげられる。こ

「積」は「農林省統計表」のかかげるものであるが、統計にかんする説明や小作争議の調査報告等は前掲の昭和一五・一六年「農地年報」のほかは発表されていないので、四二年以降の小作争議の全国的概況は残念ながらここに記録することができない。

これらの事情については後でまた記述するが、とにかく、太平洋戦争下において、小作争議はますます小規模化し、零細な土地の引上げに対する小作人の反対闘争という消極的抵抗の性格をもつ争議が主流をなしていた、ということができるよう。たしかに大正中期から昭和初期に岡山県藤田農場、新潟県木崎村などに見られた大争議——局地的暴動状態まで現出した激烈な階級決戦的争議は、戦時下においては、ことに太平洋戦争下においては、もはや全く見られなくなつたのである。

二 小作争議の多発地域

一九四〇年における小作争議の件数を府県別にみるとつきのとおりである。すな

わち、山形（二七五）、秋田（一一〇）、福島（一一〇）、北海道（二〇〇）、山梨（一七八）、福岡（一四八）、青森（一三三）、富山（一一三）、宮城（一一四）、広島（九三）。翌四一年においては、山梨（一一三）が最も多く、ついで北海道（一九八）、秋田（一九三）、福島（一八四）、宮城（一七八）、福岡（一四四）、山形（一三一）、富山（一三〇）である（昭和一五・一六年「農地年報」による）。

これによつてわれわれは、小作争議は山形・秋田・福島・宮城など東日本、ことに東北地方に多発しており、大正中期から昭和初期にかけて争議多発地帯として記録された近畿・中国地方など西日本では、福岡など一部をのぞき、多発地の地位から退いたことを知るのである。もつともこのことは、太平洋戦争が開始された以後の新しい傾向といふわけではなく、大正中期に小作争議が本格的に展開はじめたころは、岐阜・愛知・大阪・兵庫・奈良など中部地方、近畿地方と岡山・香川・福岡などの地方がその多発地帯として聞こえたのであり、昭和初期にはいるとそれが東北・北陸・北海道の諸地方に拡大し、やがて後者の地方に小作争議の主戦場が移るようになつたのである。

また小作争議の規模を地域別に観察すると、一九四〇年においては、福井・山梨・愛知・大阪・兵庫・島根・広島・熊本等の府県では関係人員多く、その関係土地面積も比較的広いが、件数の多い東北地方では反対に関係人員・土地面積からみてその規模は小さい。翌四一年においても、東北地方は争議は多発しているがその規模は岐阜・奈良・山梨・愛知などに比べると小さく、小土地をめぐる少數の地主・小作人間の個人的争いの性格が濃い。

第二節 小作争議の原因・手段および結末

一 小作争議の原因と小作人の要求

小作争議の原因はさまざまであるので、その発生を单一の原因に帰することは誤りをおかしやすい。しかし、その各種原因中、最も重要なものに着目し、小作争議の原因を「農地年報」の報告を利用しながら考察しよう。

一九三九、四〇の两年は一部の地方に干害があり、このための不作を原因として小作争議が発生したが、三九年五六三件（総件数の一五・七%）、四〇年五七九件（一八・三%）と、それほど多くはないかった。しかし四一年には全国的に凶作で、この種の争議は六六五件（二〇・一%）に増加した。四一年の小作争議総件数（三、三〇八件）が前年（三、一六五件）にくらべ増加したのは、主としてこの種の争議の増加によるものであった（第7および第8表参照）。

小作料の高率や農業経営収支不足等を理由として、小作人が小作物の減額等を要求して起こす争議は満洲事変から日中戦争へと戦時経済が進展する中で減少傾向をたどつて来た。この傾向は、小作調

第7表 小作争議原因別件数

原因別	1939年		1940年		1941年	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
小作料値上	131	3.7	77	2.1	59	1.8
小作料有期改定期間満了	11	0.3	11	0.3	39	1.2
風水旱害、病虫害其ノ他ノ不作	563	15.7	579	18.3	665	20.1
小作料高率	135	3.8	196	6.2	202	6.1
米、麦、繭其ノ他農産物価下落	—	—	—	—	—	—
資材不足並に価格騰貴ニ因ル収支不償	13	0.4	121	3.8	98	3.1
小作農薄益生計困難	34	1.0	3	0.1	—	—
産米検査込米奨励米関係	18	0.5	8	0.3	8	0.2
小作権關係又ハ小作地引上	1,752	49.0	1,484	46.9	1,447	43.7
耕地・区画整理関係	9	0.3	7	0.2	—	—
小作料過徴又ハ小作地面積相違	12	0.3	10	0.3	24	0.7
小作料滞納	554	15.4	375	11.9	390	11.8
小作人に小作地買取要求	7	0.2	14	0.4	21	0.6
調停条項不履行	13	0.4	28	0.9	—	—
契約不履行	58	1.6	35	1.1	—	—
小作証書・保証関係	2	0.1	1	0.03	5	0.2
前所有者小作申込ヲ拒絶	6	0.2	2	0.1	8	0.2
小作地買受又ハ買戻要求	—	—	—	—	178	5.4
其ノ他	260	7.3	214	6.8	164	5.0
計	3,578	100.0	3,165	100.0	3,308	100.0

〔備考〕 1941年より調査様式を変更し「小作農薄益生計困難」は「資材不足並に価格騰貴に因る収支不償」中に包含せしめ「耕地・区画整理関係」、「調停条項不履行」、「契約不履行」の各項目を削除し、新に「小作地買受又ハ買戻要求」の一項目を加えた。

停の普及や争議による小作料率の低下その他の事情もいくらか影響しているものであろうが、一九三九年からふたたび増加する傾向を示しはじめたことが注目される。たとえば、「小作料高率」を原因として発生した争議は、一九三八年九六年（総件数の二・一%）であったが、翌三九年には一三五件（三・八%）、四〇年一九六件（六・二%）、四一年二〇二件（六・一%）となつた。これは、戦時経済の進展にともない農業労働力の戦場・軍事工場への動員が激増し、土地に対する需要の減退を背景として小作人の地主に対する関係が、前者にとつて有利に変化して来たことにもよるであろう。言葉を変えていえば、高額小作料を支払つたあとに小作人の手もとに残る農業所得は、軍事工業等における賃労働収入にくらべて小さく、小作經營が相対的に不利になつて来たことの反映とみてよいであろう。

これに反して、地主が小作料の値上げを要求し小作人がこれに反対することにより発生する争議は、一九三三年ころより漸増傾向をたどつて來たのであるが、三七年には二二〇件（総件数の三・六%）に達した。しかしこの種争議は同年以降

第二章 小作争議

第8表 小作人の要求事項別件数

要 求 别	1939年		1940年		1941年	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
小作料値上反対	127	3.5	82	2.6	59	1.8
小作料有期改定期間延長	8	0.2	14	0.4	22	0.7
一時的小作料の減額	711	20.0	767	24.2	867	26.2
永久的小作料の減額	218	6.1	234	7.4	294	8.9
小作料統一又は改定	—	—	—	—	—	—
納米の格下又は依装の更改	4	0.1	1	0.03	—	—
補給金穀依装料の支給又は込米廃止	13	0.4	8	0.2	12	0.3
肥料代、耕作費及立毛の賠償	15	0.4	14	0.4	22	0.7
小作契約継続	1,524	42.6	1,315	41.6	1,203	36.4
小作権又は永小作権の確認	21	0.6	26	0.8	59	1.8
小作権又は永小作権の賠償或は作離料支給	106	3.0	83	2.6	91	2.8
代地交付	14	0.4	1	0.03	8	0.2
前所有者より小作申込	6	0.2	2	0.1	39	1.2
小作地買受	132	3.7	135	4.3	243	7.3
過納小作料の返還	12	0.3	9	0.3	21	0.6
契約又は調停条項履行	18	0.4	15	0.5	—	—
小作料納入延期並に分割支払	319	8.9	191	6.1	173	5.2
小作人よりの土地返還	—	—	—	—	60	1.8
其の他	330	9.2	268	8.5	135	4.1
計	3,578	100.0	3,165	100.0	3,308	100.0

- 〔備考〕 1) 1941年より「小作料の統一又は改定」及「契約又は調停条項履行」の各項目を削除し、新に「小作人より土地返還」の項目を加へてある。
 2) 農林省「昭和16年農地年報」による。

減少に転じ、三八年一三九件（三・〇%）から四〇年七七件（一・四%）、四一年五九件（一・八%）になった。この傾向も、前記の戦時経済の進展にともなう農村事情の変化を一般的の背景とし、特殊的には、農地調整法の施行によって新地主の値上げ要求事件の減少したことと、小作料統制令の実施効果によるものであろう。しかしこれら政府の小作料対策の実施にかかわらず、この種の争議がなお跡を絶たない点について、農林省当局はこう述べている、「既に小作料統制令実施以来一カ年を経過する今日尚斯る事件の存在することは理解に苦しむ所なり。」（昭和一五年「農地年報」八ページ）。

「小作料滞納」によつて起つてゐる争議は、一九三六年八七一件（一二・八%）と、なお相当多数を記録していたが、日中戦争以降減少傾向に転じた。すなわち一九三七年には六二二件（一〇・一%）、四〇年三七五件（一一・九%）、一年には三九〇件（一・八%）となつてゐる。この種の争議は、大正中期から昭和恐慌下の時期にかけて、「小作料高額」とならんで争議の大きな原因となつて來たものであるだけに、注目すべき傾向といわねばならぬ。

つぎに、地主の小作地引上げ（返還）要

求に対する小作人の反対を内容とする争議——広い意味の土地争議についてみよう。これは、小作地を買った新地主が土地引上げを小作人に對し要求したり、地主が工場・学校・道路敷地に転用するため小作地引上げをはかったり、あるいは小作料滞納を理由に、またあるものは食糧不足を補うための自耕のために小作地の返還を求めるなど、種々の動機によつて小作契約解除を要求する地主に対し、小作人側は小作契約の継続、小作権の確認、作離料の交付等を要求して争議となるものである。これらの土地争議は、昭和恐慌下にとくに激しく生起し、その後も増勢をたどつて來たものであり、またその性格からして小作農民の生活そのものを脅かす土地に関するものであるから、小作人の消極的抵抗とはいつても、彼らの生活権擁護の闘争として深刻な様相を呈するものが多かつた。

さてこの種の土地争議は、第9表の示すように、一九三六年の三、六四四件（総件数に対する割合五三・六%）を頂点としてその後は減少しはじめた。しかしこの統計に示された数字だけで、たちに地主の小作地引上げが減少したとみることはできない。「農地年報」もこの点を注意して、「此處に掲げたるは元より争議化したもののみにして、今若し争議化せずして引上げられたるもの考慮に入れるならば、如何に大なる面積に及ぶものなるかは最近に於ける工場及住宅敷地等に因る潰地面積より推察するも明白なり」と述べている（「昭和一五年農地年報」九ページ）。

官厅統計に示された土地争議の件数が、一九三六年を頂点としてそれ以後減少したとはいつても、総小作争議件中にしめるその比重は翌三七年五七・九%とむしろ増大し、その後も全体の半ばに達しているから（前掲第9表）、この種争議の意義が減少したとみることは正しくない。戦時下、ことに太平洋戦争開始後は、いつさいの争議行為が農村平和をみだし、食糧生産を阻害して「聖戦完遂」をさまたげるものとして官憲の取締りの対象となつたため、争議の発生そのものが権力によつて抑えられた結果、土地争議もその件数を減少したものとみるべきであろう。

なおこの種土地争議は、一九四〇、四一年には新潟・沖縄の二県をのぞき、全国いたるところに発生した。とくにそれが多発した県は、四〇年にあつては、山形・福島・山梨・宮城・青森・茨城・栃木・秋田等であった。一九四三年以後は新潟においても土地争議が急増するにいたる事情については、のちに同県の農民運動を記録する箇所で見られるところである。

日中戦争勃発いらい、とくに太平洋戦争開始前後から、小作争議について注目すべき現象は、小作人の小作地買受けあるいは買戻し要求に原因する争議の増加したことである。これは小作人が兼業収

第9表 土地争議件数の推移（全国）

年 次	件 数	総件数に対する割合 %
1930	1,002	40.4
31	1,307	28.2
32	1,520	44.5
33	2,275	56.9
34	2,704	46.4
35	3,031	44.4
36	3,644	53.6
37	3,575	57.9
38	2,562	55.5
39	1,752	49.0
40	1,484	46.9

〔備考〕農林省農地局「農地年報」による。

入——主として賃労働収入の増加により土地買入れ資金を蓄積したこととも関係がある。また、政府の自作農創設維持政策に応じて、小作人の小作地買取り要求が出され、あるいは地主の小作地引上げの動きを察知した小作人がすんで土地買受けを申し出て、地主との交渉が決裂して争議化した例が多くたことは、のちに北海道における小作争議の項でみるとおりである。

最後に、小作人が耕作中の小作地を返還すると地主に申し出でたことなら争議になる事件が、一九四〇・四一年になつて相当に増えたことも、戦時経済の農村にあたえた影響として注目をひく(四一年にはこの種争議が六〇件に達した)。これは、肥料・農機具あるいは労働力不足を理由に小作契約解除を希望するものが大部分である。

二 小作争議における闘争手段

従来の小作争議においては、小作人側は多く農民組合または小作料不納同盟等をつくり、この組織的統制のもとに、地主との団体交渉をおこない、他方、デモ行進・共同耕作などの大衆動員の戦法をも

つてたたかうのが多かつた。また公租公課の滞納を申し合わせたり、時には児童の同盟休校の実施やピオニール(赤色少年団)の結成をはかり、子供をふくめて部落全体を地主・小作の両陣営に真二つに分裂せしめ、深刻な対立抗争となるばあいもあつた。

地主側はこれに対し、優越した経済力と社会的地位を利用して小作人に威圧的態度をもつてのぞむものがおり、地主組合をつくって組織的に対抗したり、あるいは懷柔や法的手段にうつたえ、あるいは暴力団をやどつて争議団を襲撃させるなどの手段を用いることもあつた。土地会社をつくつて小作側との交渉にあたらせることがあり、また官憲は農民の大衆動員に対して厳重な態度をもつて取締りにあたることが多く、このためしばしば農民との衝突事件をひき

起こし、時には流血事件・刑事事件が発生し、局地的暴動状態を現出することさえあつた。

しかしこれらの激しい小作争議の手段も、満州事変勃発後、ことに一九三五年ころより次第に姿を消していった。一九三七年、日中戦争の開始後は、農民組合の多くは解散せしめられ、その指導者や活動分子はほとんど警察や監獄に繋がれてしまい、あるいは右翼的ファシシズム的運動へ転向したりしたので、小作争議は以前のようないて、つぎのように述べている。——

「即ち近年は争議当事者間の直接交渉による解決困難なものにありては、町村長、その他地方有力者に調停斡旋を依頼し自治的解決を為すもの多く、尚進んで小作官、農地委員会、警察官に陳

情し調停を依頼するもの及び小作調停を申立てる等第三者の介入に依り合法的解決を為さんとする傾向顯著となれり。殊に農地委員会により争議の解決を図らんとするもの急激に増加せり」(前掲「昭和十五年農地年報」一五ページ)。

ここに述べられているように、太平洋戦争下の小作争議は、「合法的解決」をもとめて第三者の仲介・調停に訴えるものが多くつた。といつても実際は、「農村平和」を乱し食糧増産に支障を来たすような争議の長期化をふせぐために、警察官や町村長などが積極的に仲介に乗りだしていったという例が多かつたのである。新潟県のように、県特高警察の提唱によりいつさいの農民組合を解散せしめたのにその幹部をふくめて官製の「農業尽忠会」をつくらせ、尽忠会の名において實際は警察署長が小作争議の調停をおこなつた事例は、その典型を示すものである(後述)。要するに、戦時体制下のきびしい官憲の監視と取締りのもとにつくつて、小作人はその組織と指導者を失い、大衆行動の自由を奪われ、また争議そのものの性格

が小規模で消極的防衛的なものになつたため、官憲の積極的介入とあいまつて、右に述べたように、第三者にその解決を一任する合法的争議が主流となつたのである。

地主が小作に対し小作料を請求し、あるいは土地返還を請求して訴訟を提起する手段については次項に記すが、この訴訟を提起するほか地主はその執行を保全するため土地立入禁止（立禁）仮処分や立毛その他動産仮差押等の法的強制手段を用いることがあつたのであるが、一九三七年ころよりこの種の手段をとるものは減少し、とくに太平洋戦争の時期には激減してしまつた。すなわち、立毛仮差押事件数は全国で一九三六年に五八件を数えたが、翌三七年には二五件と半減し、四一年には一二件に減少した。

三 小作関係民事訴訟 戰爭前は、小作争議が紛糾激化すると、地

主側は一挙にこれを解決しようと裁判所に訴訟を提起することが多く、ことに小作料の請求や土地返還請求などの民事訴訟の提起は増加する傾向をたどつた。しかし昭和恐慌におそれた地主の経済的困難が増加し、訴訟費用が重い負担になってきたためもあって、彼らは訴訟よりも小作調停によつてこれを解決する態度を示しはじめた。このため一九三〇年ころより訴訟件数は減少はじめ、ことに日中戦争以後は激減した。すなわち司法省民事局の調査によれば、一九三〇年には全国で訴訟件数二、八五五件を数えたものが、三七年には二、一七五件となり、四〇年には一、〇〇六件に減り、翌四一年には八五八件に落ちた。地域別みると、これら民事訴訟事件の多い府県は、新潟・秋田・徳島・長野・北海道・鳥取等（一九四一年）である。新潟県はこの年小作争議件数わずか五件を数えたにすぎないが、小作関係訴訟においては一一〇件に達し、全国首位にたつていることは注目される。

つぎにこれら訴訟事件の内容・種別を見ると、小作料を支払えと

小作人に對し請求するものが常に最も多く、一九四一年では総件数のうち八一・五%をしめている。これについて小作地返還を請求するもの八・三%、小作料ならびに土地を返還せよと請求するもの三・五%、その他となつていて。

四 小作争議の結末

比較的輕易な小作争議にあつては、地主・小作人側両当事者だけの直接交渉により、または代表委員等の折衝によつて解決するのが普通である。しかし争議がこじれ、紛糾したばあいは、当事者が小作調停法による調停にかけ、あるいは仲介調停者によつて調停の上、妥結するのが一般の例である。

結 未	1939年		1940年		1941年		
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
解 決	妥 協	2,960	82.7	2,120	67.0	2,232	67.5
	要求貫徹	136	3.8	469	14.8	659	19.9
	要求撤回	93	2.6	86	2.7	182	5.5
	自然消滅	52	1.5	48	1.5	153	4.6
	小 計	3,241	90.6	2,723	86.0	3,226	97.5
未 解 決		337	9.4	442	14.0	82	2.5
總 計		3,578	100.0	3,165	100.0	3,308	100.0

〔備考〕「昭和16年農地年報」による。

第10表は全国の小作争議の結末を示すものであるが、一九三九年においては、総件数のうち九〇・六%が、四〇年では八六%が、さらに翌四一年には九七・五%が解決をみている（いずれも当年発生の争議で翌年六月末までに解決したものを、当年の解決事件として計上）。

解決の状況を見る

に、たとえば一九四〇年においては、個人交渉、あるいは一方または双方の代表者による直接交渉で解決したものが三七六件、四一年においてはこの種のものが二二三件で、その他の大部分は第三者の調停により解決したものである。すなわち第三者調停による解決は四〇年で全体の約八六%に達している。

一九三九年から四一年にいたる期間には、小作調停法により解決したもの、および小作官が関与して調停法によらない調停（法外調停）により解決したものが最も多い。そして警察官の調停による解決がこれについている。しかし他方、農地委員会または農地委員の仲介による争議解決のケースは漸増傾向を示した。このほかは町村長や地方有力者の斡旋による解決である。

解決の条件は、前掲表に見るよう、両者の妥協によるものが最も多く（一九四一年六七・五%）、小作人がその要求を貫徹して勝つたものが一九・九%、ついで小作人が要求を取り下げ地主の要求が貫徹したものが五・五%である。小作人側の要求貫徹に終わる争議の割合は、戦時下においてむしろ増大していることが知られる。

最後に、戦時下の小作争議として最も多數をしめている土地返還争議の結末についてみよう。一九四〇年発生の土地争議一、四六〇件のうち、地主の返還要求をしりぞけ小作継続となつたものが七九三件（解決件数の五四%）であった。条件付きで小作地の返還に応じたものが二二三件（一五%）であるが、全く無条件で小作地の全部を地主の要求どおり返した事件は四七件（〇・三%）で僅少にすぎない（前掲「昭和一五年農地年報」二一ページ）。

戦時下にあって小作調停はその件数を減少させたのみならず、関係土地面積も人員もまた縮小した。すなわち、一九三九年に関係土地面積は九、四九八町歩であったが、翌年には六、五八三町歩に減少し、四一年に増加したのを例外として以後急速に減少した。関係

第三章 小作調停

第一節 小作調停事件

一 爭議件数 地主・小作人間の争議の調停には小作調停法・農地調整法による調停のほか、小作官による「法外調停」がある。まず右の二つの法律にもとづく調停のうち、農地の利用等にかんする調停事件をのぞき、小作関係の調停につきその概況を記すことにする。

第11表は一九三九年から四四年までの全国の小作調停受理別種別結果別件数を示したものである。受理件数は一九三九年三、四六六件から年を追うて次第に減少し、四四年には半減して一、五二五件になった。受理件数のうち、同一の争議に属するものを合併して一単位として計算すれば、三九年で二、五九二件、四四年には一、三八六件となる。

第11表 小作調停(全国)

年 次	受理件数	争議単位件数	受 理 别 件 数						種 別 件 数						小作権作物有		
			地主申立	小作人申立	合意申立	双方申立	小作官申立	裁判所支拂	小作料支拂	小作料返還	土地減免	小作料減免	小作料継続	小作継続	益費等の賠償	作物の支給	
1939年	3,466	2,592	851	1,641	61	17	1	21	275	210	266	432	74	795	65		
1940年	3,587	2,500	781	1,635	45	16	1	17	287	157	226	447	44	724	51		
1941年	3,002	2,482	790	1,629	33	7	2	21	322	119	248	477	72	639	42		
1942年	2,448	1,876	692	1,111	21	9	—	43	291	112	247	344	32	387	24		
1943年	1,777	1,629	553	1,017	20	4	1	34	231	94	190	259	34	366	18		
1944年	1,525	1,386	404	953	10	3	21	108	63	200	127	16	372	11			
種別件数			結 果 別 件 数						関係人員								
年 次	小作条件確定	その他	既 総件数			既 済			未 済			関係土地面積			当事者数		
			成 立	不成立	取 下	却 下	未 済	面 積	未 済	面 積	地 主	小 作 人	利 告	関係者	地 主	小 作 人	
1939年	159	316	2,394	1,902	16	471	5	198	9,498.6	14,544	3,987	10,178	379				
1940年	116	448	2,433	1,883	23	517	10	67	6,583.9	18,157	4,984	12,418	755				
1941年	76	485	2,424	1,876	35	503	10	58	11,180.2	16,140	4,742	10,902	496				
1942年	43	396	1,824	1,419	24	379	2	52	4,160.2	12,753	3,754	8,620	379				
1943年	38	399	1,601	1,235	21	344	1	28	2,339.0	6,893	2,405	4,114	374				
1944年	14	480	1,391	1,069	10	279	2	32	2,030.7	4,948	1,773	2,841	334				

〔備考〕 1) 本表は小作調停法及農地調整法に依る調停条件の内小作關係の争議に関するものに付いて調査したものである。専小作調停

条件としては本表に掲げたもの以外、農地調整法第13条の規定に依る小作關係以外の農地の利用に関する争議の調停事件もあって其の受理件数は1940年は181件(争議単位件数174件) 1941年は138件(争議単位件数127件) 1942年は92件(争議単位件数89件) 1943年は62件(争議単位件数62件) 1944年は92件(争議単位件数92件) あり、これらの調停事件の大部分は農業水利の争議に関するもので其の他耕地境界確定、樹蔭關係、悪水による被害等の争議に関するものが大々数件ある。

- 2) 本表は其の年の申立に付いて調査したるもので翌年6月30日迄に到達した報告書に基いて作成したものである。
- 3) 争議単位件数とは受理件数中同一争議に属するものを併合計したものである。
- 4) 本表は争議単位件数によつて作成した。
- 5) 受理別件数欄中、双方申立とあるのは同一争議に付地主、小作人との双方より調停の申立を為したものである。
- 6) 農政局調査の結果で、「第22次農林省統計表」による。

人員も、地主・小作人とも年を追うて減少したことは前掲統計表の示すところである。農林当局はこの点を説明してつぎのように述べている、——

「……支那事変勃発以来調停事件数は著しく減少し、之に伴ひ関係者数、関係土地面積何れも減少を示せり。是当事者の時局認識と当局の争議防止並に緩和に関する諸対策と相俟つて、争議の発生減少せると、発生せる争議に付ても調停の申立を為すに至らずして、当事者の互譲妥協に依り、或は市町村農地委員会等の斡旋によりて解決するもの増加せる結果に因るものと思料せらる。」（前掲「昭和十六年農地年報」二五ページ）。

すなわち、地主・小作人間に、土地をめぐり、小作料をめぐつて対立と抗争の潜在的原因は決して解消したわけではないが、戦時下にあって小作争議そのものの件数が減少し規模が縮小していったのと同じ事情のもとで、小作調停事件も減少したことが知られる。

小作調停事件の地方的分布をみると、一九四〇年には秋田（争議単位件数二〇八）、山梨（一〇四）、新潟（一七九）、山形（一三三）、北海道（一二八）、青森（一一三）、香川（一〇三）、宮城（一〇一）、福岡（一〇一）、鳥取（九二）などが多発地帯となっている。翌四年には、秋田（二五〇）、新潟（一六五）、北海道（一四四）、山梨（一四三）、鳥取（一三五）、福岡（一一二）などが多い。両年を通じて件数の少ない地帯は、東京、神奈川、長崎、沖縄などの府県である。

二 調停申立の種別と内容

調停申立人の種類別にみると、小作人

申立によるものが各年を通じて最も多く、総件数のほぼ三分の二をしめている。地主申立の事件は小作人申立事件の約半数で、両者の申立や小作官の申立は少ない（前掲第11表参照）。小作官が申立てるばあいとは、地主・小作人両当事者

が争議戦術の上から、あるいは感情のもれから調停を申し立てずに争い、いわゆる農村平和を害し農業生産を阻害すると小作官が認定したときに自ら調停を申し出るのである。また争議が紛糾し訴訟事件として争われるばあいでも、調停によつて解決した方が適当であると裁判所が判断すれば、裁判所は小作官の意見を聞いて職権をもつて訴訟事件を調停に付するのである。

調停申立の内容を見ると、小作料に関するものと、土地返還すなむち小作契約の解除に関するものとに大別される。以下各項についてこれを考察すると、——

(1) 小作料に関するもの。小作人より小作料の減額を要求するもの、または地主より未納小作料の支払いを要求するもの、およびこの両者を合わせ要求するものは一九四一年では七九九件で、これに土地の返還または小作継続を合わせて要求するものをふくめると九〇〇件に達し、総件数の三五%に相当する。この種の事件は年とともに減少し、一九四四年には小作料関係のものだけで二三五件、土地関係を合わせ要求するものをふくめても三一四件（総件数の二三%）と大はばに減少した。

(2) 土地返還または小作継続に関するもの。地主が小作地の返還を要求し、または小作人が小作継続を要求して調停にはいった事件は、一九四一年において八八七件、これに小作料支払いまたは減免を合わせ要求する事件を加えると、一、一七八件（総件数の四七%）で、小作料関係のものより多い。これが四年になると、それぞれ五七二件および六五一件に減少しているが、小作料関係の事件にくらべるとその減り方はすくない。すなわち四四年においても総件数中にしめるこの種調停事件の割合はいぜんとして四七%で、小作料関係の事件の割合（二三%）にくらべると倍以上になつてている。これは、小作争議の件数の推移についてみたように、戦時下の争議総

件数中、土地争議が全体の半ば近くをしめていた傾向と照應するものである。

三 小作調停の処理および結果

事件の処理は裁判所自らおこなうものの、調停委員会においておこなわれるもの、両者の調停を合わせおこなうもの等があるが、大部分は調停委員会においておこなわれた。

調停の結果をみると（前掲第11表）、毎年を通じて総件数の約四分の三は調停成立により解決している（当年の「未済」事件も、次年中に「既済」すなわち何らかの形で解決するものがある）。「取下事件」のなかには調停による解決の見込みなしとの理由で取り下げるものがあるが、なかには当事者間の妥協により示談の成立したものもある。「却下事件」は、当事者が不当な目的で調停制度を濫用したと認められたばあい等に裁判所が却下した事件であるが、その件数はすくない。

最後に一九四一年における小作調停条項の内容をみよう（前掲「昭和十六年農地年報」三四ページ以下参照）。まず小作料に関するものとしては、(1)未納小作料の支払いを決めたものが三七一件、(2)小作料の一時的減額を内容とするもの三二四件、(3)小作料の永久的減額を内容とするもの一二五件、(4)不作時等における小作料の減免方法を決めたもの一三三件、(5)小作料の納期・納入先等を決めたもの一七六件、(6)小作料の品質、俵装等の決定または変更を内容とするもの一二九件、(7)優良米を納入した時地主から小作人に奨励金を支給することを内容とするもの七件、等である。

つぎに小作契約の継続または消滅に関するものをしては、(8)從来通りの小作継続を決めたものが七三六件で、係争地の一部を返還しその他については小作継続を決めたものが九二件である。(9)小作権・永小作権等の確認を内容としたものは二五件、(10)小作契約に付帶

する制限（小作地の転貸禁止その他の条件を付して小作人の行為を制限するもの）を内容とするもの九六件、(11)小作人が将来小作料の滞納をするとかその他契約に違反したばあい地主に土地返還を約束する等の「債務不履行のばあいにおける契約解除」を内容とするもの九七件、(12)小作地返還にともなう作離料の支給、小作権に対する補償（地主が自耕その他の目的のため小作地を引上げたばあい小作人に支給する補償金）を決めて小作地を全部返せしめたものが一五六件、一部を返還せしめたものが九二件、離作小作人に地主が代地を提供したものが三〇件。また小作権の補償または作離料として金穀の支給を決めたものの件数は一一四件、作物等に対する補償を決めたもの二〇件、最後に(13)小作地の売渡（地主が小作地を売るうとしたばあい、小作人にそれを売り渡すこと）を決めたものが一一件、また将来小作地売却のばあい小作人に先買権をみとめたものが四〇件、等である。

第二節 小作官の法外調停

小作官は小作調停事件の実情を調査したり、事件の解決について調停主任や調停委員に協力する等調停にかんする多様な事務を担当するが、このほか、調停の申立てがないばあいでも争議の未然防止につとめ、また争議が発生して調停申立のないばあいもその解決に斡旋の労をとることがある。後者がいわゆる法外調停である。

小作官の法外調停事件は、一九三七年には二三九件、その関係土地面積二、一一四町歩（一件当たり平均八・八町）、関係人員は四〇二〇人（地主七九五人、小作人三、二二五人、一件当たり平均一六

・八人）であった。すなわち、法律にもとづく小作調停事件にくらべると、その事件の規模は概して大きいのが特徴である。法外調停事件数は戦時下にあってもそれほど減少せず、たとえば一九四〇年で二四二件、翌四一年には二二五件であった。一件当たり平均関係土地面積は、四〇年で一二・五町、四一年で一五・三町、また一件当たり人員もそれぞれ二九・七人と二五・一人であるから、小作調停事件にくらべて、また調停にからぬ小作争議にくらべても、相当大きな規模といわねばならぬ。

「昭和十六年農地年報」は、法外調停と法律にもとづく小作調停について、つぎのよう述べている、――

「今過去数年間に於ける全国の状況を概観するに年に依り多少の差こそあれ北海道、東北地方及関東地方に於ては小作官の法外調停を利用すること少く、関西、四国及九州地方に於て多きを見る。而して昭和十六年に於ける法外調停事件の取扱件数多き地方は奈良、大分、広島、三重、滋賀等の諸県なり。」（同報告書四五ページ）。

法外調停事件にあっても、地主・小作人の要求事項は小作争議あるいは小作調停事件のばあいと同様、小作料に関するものと、小作地の返還、小作契約の継続に関するものがその大部分をしめている。たとえば一九四一年において、小作料高額や滞納等を原因とする法外調停事件は一一三件、これに対し小作契約の継続・消滅に関する土地問題関係事件は八六件であった。これら事件の結末みると、調停の成立したもの二一六件、未済八件、不成立一件となつている。

右の調停の成立した事件について決められた調停条項の内容みると、小作料の一括支払いを内容とするもの九件、分割支払いを内容とするもの七件、小作料の一時的減額を決めたもの八九件、永久

減額が一二件で、このほか小作料を改定したものが六件であったが、小作料の値上げを決めたものはなかつた。また、小作継続を決めた条項が四〇件、これに対し小作地の全部返還となつたものの六件、一部返還は八件、さらに小作人に小作地を売り渡すことを決めたものが一三件あつた。土地返還を決めた事件について、小作権または永小作権の補償あるいは作離料の支給を決めたものが二四件あり、作物や土地改良費等の賠償を内容とするものが一件であつた。最後に、小作継続を決めたものについて、将来の小作条件として奨励米・俵装料等の支給を決めたものが三件、凶作時における減免方法や減免率を決めたもの三件、小作地の転貸・地目変更の制限等を決めたものが一件、さらに小作米の品等、俵装等を確定したものの三件、小作料の納期・納入先等を決めたものが二件であつた。

第四章 主要地方における

農民運動

農民運動は、村または部落の末端におけるその動きを伝えなければならない。これまで述べてきた全国的一般的な概況のほかに、とくに本章では地方における戦時下農民運動の状況を記すことにするが、残念ながら各府県全部にわたつてその資料を見出すことができなかつたので、比較的詳細な戦時中の資料を集めている数地方にこの記述をかぎらなければならなかつた。使用した資料は主として府県の農地改革史であるが、北海道や新潟のように戦時下の農民組合の動向や小作争議の推移をくわしく記述してあるも

のはごく少数である。現在、われわれはほとんど全府県にわたって精粗さまざまな農地改革史の文献を手にすることができるが、戦時下、とくに太平洋戦争中の農民運動の状況に関する資料をかけたものがきわめて少ないと、このような運動関係の調査や統計が以前にくらべ非常に困難になつたという事情はあつたとしても、とにかく遺憾なことといわねばならぬ。

第一節 北海道

小作争議の件数 北海道における近代的農民運動は、一九二〇年ころ、全国的な運動の一環として発生し、大正末期より昭和恐慌期にかけて最盛期をむかえ、蜂須賀農場争議はじめ全國的意義を有する大規模な長期農民闘争が各地でたたかれた。これらは多く、全国農民組合（全農）などの組織的指導のもとで行なわれた争議であるが、日中戦争、とくに太平洋戦争勃発後は、全農など階級的農民団体が官憲の圧力により解散せしめられ、社会主義的ないし自由主義的活動分子は逮捕されたり厳重な監視のもとにおかげで運動の指導は不可能となつた。しかし、このようにきびしい戦時下にも、北海道の農民は地主の土地取上げに反対し、高額小作物の引下げを要求するなど、その規模は小さく、散發的であるとはいへ、対地主抗争を決して止めたのではなかつた。以下は主として「北海道農地改革史」上巻に載せられている林善茂稿「北海道における小作争議の変遷」によりつつ、この時期の農民運動の推移を記録することにする。

一九三七年から四四年にいたる戦時中の北海道における小作争議

第12表 小作争議件数(北海道)

年次	1937年	1938年	1939年	1940年	1941年	1942年	1943年	1944年	合計	平均
件数	346	248	177	200	198	109	110	132	1,520	190.0

[備考] 「北海道農地改革史」による。

件数をみると(第12表)、つきの点が注目をひく。すなわち、日中戦争開始後一九四二年までは、争議件数が逐年減少していった。これは、弾圧政策とならんで、農地調整法・小作料統制令等にもとづく政府の小作争議対策が一定の効果を現わして来たことを示している。しかしそれにもかかわらず、四三年よりふたたび争議が増加しはじめたのは、食糧事

1943年		1944年		合 計	
総 数	一争議 平 均	総 数	一争議 平 均	総 数	一争議 平 均
110	—	132	—	749	—
人		人		人	
124	1.1	137	1.0	873	1.1
273	2.4	385	2.9	2,265	3.0
397	3.6	522	3.9	3,138	4.1
町		町		町	
572.7	5.2	760.7	5.7	4,499.6	6.0
406.2	3.6	739.0	5.5	5,103.7	6.8
221.5	2.0	346.7	2.6	1,679.5	2.2
1,200.4	10.9	1,846.4	13.9	11,282.8	15.0

情が悪化する中で、地主が自耕を目的に小作地を引き上げるケースが増大し、これに対し生活を守るために、政府の強い「自肅」要請にもかかわらず、争議手段に訴えても土地取上げ反対に立ちあがらねばならなかつた小作人のぎりぎりの抵抗が増大していったことを示している。戦時中の小作争議件数はそれ以前にくらべて減少したと同時に、大戦が末期に近づくと争議の規模はますます小さくなつていつた。

そこで第13表によつて、小作争議の規模の変化を見ると、一九四〇年に一争議当たり平均参加地主数一・一人、小作人四・六人であったものが、四四年になると地主一人に対し小作人二・九人と、いずれも小さくなつてゐる。また一争議平均の関係土地面積を同じ年度についてみると、二二・六町から一三・九町に減少してゐる。要するに、太平洋戦争下の小作争議は、概して一人の地主に対し二・三人の小作人が、（内地では一町ほどの土地に相当する）一〇町前後の土地について争つた小規模争議であり、農民の団体的鬭争というよりはむしろ個人的性格の強い抵抗であつた、といえよう。しかし官憲のきびしい弾圧と監視のもとにあって、五カ年間に合計二〇〇〇人をこえる農民が地主に対抗して争議を起こしたという事実は、特別の注意に値するものといわねばならぬ。

小作争議の原因 つぎに一九四〇年以後の小作争議の発生原因を検討してみると（第14表参照）、その原因中最大のものは「小作権関係または小作地引上げ」であつて、全体の四五%近くに達している。これについて「風水旱害病虫害その他」が多いが、これら災害にもとづく不作を契機に起つた争議は年とともにその比重を減じてゐる。ことに特徴的なのは、「小作料高率」を原因とする争議の激減である。もつとも、この種の争議は一九四〇年より一年にかけていくらか増加し、また「小作料滞納」を原因とす

るものもかなりな比重をもつてゐることをみれば、高額小作料がいぜんとして農民生活を圧迫し、争議原因として無視しえない意義をもつていたことは否定できない。

さて、「北海道農地改革史」は、戦時下（一九三七—四四年）における小作争議発生原因の変化について、つぎのように記している、――

「小作権関係又は小作地引上によるものの割合が前期に比して増大せるは、戦時中に於て応召により労働力の欠乏が大であつたにもかかわらず、生産力高き土地は小作人同志の争奪の対象とな

第13表 小作争議関係範囲（北海道）

年 次	1940年		1941年		1943年	
	総 数	一争議 平均	総 数	一争議 平均	総 数	一争議 平均
発 生 件 数	200	—	198	—	109	—
参加人員	人	人	人	人	人	人
地 主	232	1.1	265	1.3	115	1.0
小 作 人	937	4.6	468	2.3	202	1.8
計	1,169	5.8	733	3.7	317	2.9
関係土地	町	町	町	町	町	町
面 積	2,355.2	11.7	566.7	2.8	244.3	2.2
田 烟	1,972.2	9.8	1,166.9	5.8	819.4	7.5
そ の 他	193.6	0.9	690.3	3.4	227.4	2.0
計	4,521.0	22.6	2,423.9	12.2	1,291.1	11.8

[備考] 「北海道農地改革史」による。

第14表 小作争議原因別件数(北海道)

原因別	年次		1940年		1941年		1942年		1943年		1944年		合計
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
小作料値上	14	7.0	2	1.0	—	—	—	—	—	—	—	—	16 2.1
小作料有期改定期間満了	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
風水旱害病虫害その他不作	81	40.5	35	17.6	13	11.9	11	9.9	4	3.0	144	19.2	144
小作料高率	11	5.5	13	6.5	3	2.7	6	5.4	7	5.3	40	5.3	40
労費多收支不償	1	0.5	7	3.5	—	—	4	3.6	2	1.5	14	1.8	14
小作農薄益生活困難	1	0.5	—	—	—	—	—	—	—	—	1	0.1	1
小作権関係又は小作地引上	58	29.0	89	44.9	64	58.7	53	48.1	73	55.3	337	44.9	337
耕地区画整理関係	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
前所有者の小作申込を拒絶	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小作料過徴又は小作地面積相違	3	1.5	3	1.5	1	0.9	—	—	—	—	7	0.9	7
小作料滞納	7	3.5	12	6.0	9	8.2	18	16.3	13	9.8	59	7.8	59
小作人の小作地買取要求	—	—	—	—	2	1.8	1	0.9	30	22.7	44	5.8	44
小作人に小作地買取要求	—	—	7	3.5	1	0.9	11	9.9	—	—	19	2.5	19
調停条項不履行	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
契約不履行	1	0.5	—	—	—	—	—	—	1	0.7	2	0.2	2
小作証書保証関係	—	—	2	1.0	6	5.5	6	5.4	2	1.5	8	1.0	8
その他の	23	11.5	17	8.5	10	9.1	6	5.4	2	1.5	58	7.7	58

[備考] 「北海道農地改革史」による。なお割合は当研究所で計算し直したため、引用文献にかけた表の数字と一致しないものがある。
以下各表についても同様。

第15表 小作人要求事項別争議件数(北海道)

要 求 别	年 次		1940年		1941年		1942年		1943年		1944年		合 計
	件 数	割 合	件 数	割 合	件 数	割 合	件 数	割 合	件 数	割 合	件 数	割 合	
小作料値上反対	10	5.0	2	1.0	—	—	—	—	—	—	—	—	12 1.6
小作料有期改定期間延長	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一時的小作料の減額	84	42.0	49	24.7	17	15.5	25	22.7	17	12.8	192	25.6	—
永久的小作料の減額	16	8.0	22	11.1	3	2.7	10	9.0	6	4.5	57	7.6	—
納米格下又は俵袋改更	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
肥料代耕作費及立毛の賠償	—	—	1.0	0.9	2	1.8	—	—	—	—	5	0.6	—
小作契約継続	51	25.5	60	30.3	55	50.4	49	44.5	48	36.3	263	35.1	—
小作権又は永小作権の確認	1	0.5	—	—	—	—	—	—	1	0.7	2	0.2	—
小作権又は永小作権の賠償 (作離料支給)	2	1.0	7	3.5	4	3.6	1	0.9	1	0.7	15	2.0	—
代 地 交 付	—	—	—	—	—	—	—	—	1	0.7	1	0.1	—
前所有者より小作申込	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小作地買受(又は買戻)	8	4.0	30	15.1	13	11.9	16	14.5	55	41.6	122	16.2	—
過納小作料の返還	3	1.5	4	2.0	1	0.9	—	—	—	—	8	1.0	—
契約又は請停条項の履行	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小作料延納並に分割支払	5	2.5	2	1.0	1	0.9	—	—	—	—	1	1.2	—
小作人より土地返還	6	3.0	4	3.6	2	1.5	16	16	2	2.1	—	—	—
そ の 他	10	9.1	2	1.8	1	0.7	47	6.2	47	6.2	—	—	—
	20	10.0											

り、或は又戦争末期に及んでは食糧不足により地主が自作を理由に小作地の返還を要求するものが増加せるためである。なお地主の中には小作料統制令による小作料引下の結果、採算上自作を企てて明渡要求をなすもの及び地主の農村疎開による一時帰農を理由に明渡を要求するものもあつた。

これに反し風水害病虫害其他の不作を原因とする小作料減額関係の争議の減少は、昭和十五年春以来北海道庁に於て小作料統制令にもとづき畑作物小作料の金納化、水田小作料の三割五分減額等が行われたため、昭和十五、十六の両年は天候不良により五分作乃至七分作程度で各地に小作料減免争議発生の徵候があらわれたにもかかわらず、いずれも未然に防止せられる場合が多かつたことによるものである。

なお小作料高率を原因とする争議は、かえつて増加しているが、これは戦争経済の発展にともない小作人中耕作を放棄して軍需工業その他の殷賑産業に走り、或は小作面積を縮小し余剰労力をもつて賃労働に従事する者の増加と密接に関係するものである。又小作人の小作地買取要求に原因する争議が新に発生せるは、戦時農業生産力昂揚の手段として政府が自作農創設に努力し、小作人側又これを機会として地主に解放を求めるもの多く、偶々その交渉が決裂して争議化せるものが多く発生せるためである。(同書上巻三六四～三六五ページ)。

小作人の要求 ではつぎに、これら的小作争議における農民側の要項別に争議件数を示すものであるが、最も多いものは「小作契約の継続」要求によるもので、総件数四七九件中三五・一%をしめている。これについて「一時的小作料減額」を要求する争議が、全体の二五・六%をしめており、また「小作地の買受けまたは買戻」要求

の争議が一六・二%をしめて多い。このほか、「永久的小作料の減額」や「小作料値上げ反対」など、小作料に関する要求から起こった争議が主なものである。地主の小作契約解除すなわち小作地引上げの申入れに対し、小作契約を従来通りつけよと要求する争議が多いのは、前述の「小作権関係又は小作地引上」を原因とする争議が全体の半ば近い多数を示した事実と対応するものである。これに反し、小作料を一時的に引き下げよと要求する争議が年とともに減少する傾向にあり、とくに四一年において激減しているのは、その前年におこなわれた道庁の小作料統制による小作料減額措置と無関係ではなかろう。それにしても、一時的と永久的とを問わず、小作料減額を要求し、あるいはその値上げに反対する争議が、しだいに減少する傾向にあつたとはいえ、なお全体の三五%近くをしめ、小作契約継続を要求する小作争議とほぼ匹敵して多いのは注目される。

また小作人が小作地買受け(開放)を要求する争議は前述のように相当多いが、これは戦争末期に近づくにつれて増加し、とくに一九四四年にはこの年の争議一三二件中五五件を数え最多数となつてゐる。これは地主の土地引上げの動きに対し耕作権を確保するため土地買受けを申し出で、あるいは政府の推進する自作農創設政策を利用して積極的に小作地を買い入れようとはかり、この要求から争議の起ころ事件が年々増加したものであろう。

小作争議において採られる小作人と地主の争議手段については、政府、道庁の干渉と農民自身の自戒により一般に緩和され、「暴行脅迫等の非法手段」に訴えるものは姿を消してしまつたといふ。争議当事者間の交渉だけでは解決しないばあいは町村長その他の有力者または小作官・警察官等が介入して「合法的解決をなさんとする傾向」が顕著になつた。この点は小作人側、地主側ともに同様であると前掲書は記しているが、戦局が悪化するにつれてますます狂

暴化した官憲の統制と弾圧のもとで、階級的農民組織^(注)を壊滅せしめられた小作人にとっては、このような「合法的手段」しか許されなかつたのである。

(注) 北海道における小作人組合は、一九三七年当時二〇組合、組合員一、〇六八人を数えたが、四一年当時には一六組合、九八八人に減少した。それ以後の小作人組合については統計資料がないので明らかにできないが、活動分子の逮捕、転向、取締り当局の解散勧告その他の事情とあいまつて、そのほとんどが壊滅してしまつた。地主小作協調組合についても同様である。

これらのあるものはのちに農地委員会に吸収された。また地主組合は一九三七年当時一〇組合、組合員は四、二六〇人であったが、四一年には一一組合、三、五一三人となり、その数はかならずしも激減したようにはみえないが、活動内容や組織実体から見れば昔日の勢力を失い、四一年以後は小作人組合と同様に衰退・消滅の道をたどつた。

小作争議の結末

つぎに小作争議の結末をみると(第16表)、この五カ年間の総件数七四九件中七一・六%が「妥協による解決」に終わつてゐる。ついで「要求を貫徹」したものが一〇件で一八・六%をしめ、「要求を撤回」したものが五四件(七・二%)、その他が自然消滅または未解決のものとなつてゐる。特徴的な傾向としては、第一に小作人の要求が貫徹された争議の割合が増えたこと、とくに戦争末期にその傾向が強まつたことであるが、これは小作料関係の争議が相対的に減少し、小作地関係の争議が増え、地主の土地引上げに対する小作人の反対闘争が消極的ながらねばり強くたたかれた結果を示すものであろう。また食糧増産を至上命令とする戦時経済のもとで、生産者の主張と力が地主に対し相

第16表 小作争議の結末(北海道)

年 次	1940年		1941年		1942年		1943年		1944年		合 計		
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合			
結 束 と る	妥 協	181	9.5	134	67.6	82	75.2	81	73.6	59	44.6	537	71.6
	要求貫徹	13	6.5	52	26.2	20	18.3	16	14.5	39	29.5	140	18.6
	要求撤回	2	1.0	6	3.0	4	3.6	8	7.2	34	25.7	54	7.2
	自然消滅	2	1.0	4	2.0	—	—	1	0.9	—	—	7	0.9
	未 解 決	2	1.0	2	1.0	3	2.7	4	3.6	—	—	11	1.4

[備考] 「北海道農地改革史」による。

第17表 小作争議の解決方法別件数(北海道)

年 次	1940年		1941年		1942年		1943年		1944年		合 計		
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合			
内 訳	解 決 件 数	198	—	196	—	106	—	106	—	132	—	738	—
	個人交渉又は代表者による直接交渉	35	17.6	12	6.1	12	11.3	7	6.6	6	4.5	72	9.7
	自然消滅	2	1.0	4	2.0	—	—	1	0.9	—	—	7	0.9
	調停者によるもの	161	81.3	180	91.8	94	88.6	98	92.4	126	95.4	659	89.2

[備考] 「北海道農地改革史」による。

対的に強まつた結果である。さらに未解決の争議の割合が減少したこと、これが第二の特徴をなしているが、これは調停制度が整備充実した結果である（前掲「農地改革史」三六九ページ参照）。

また、これら的小作争議の解決方法別件数を示す第17表をみると、解決総件数七三八件中じつに八九・二%にのぼる多数が第三者の調停によるものであり、当事者間の直接交渉による解決は一〇%足らずにすぎない。戦前には個人または団体の直接交渉による解決がこれよりはるかに多かったのであるが、こういう傾向も争議の結末について前に記したと同じ理由によるものであろうし、また一般に激烈な争議手段を行使することの見られなくなったこの期の小作争議の性格にもよるものであろう。

小作争議の調停者 ではこれら小作争議の調停者についてみよう（第18表参照）。これによると小作調停法によるものが最も多く（全体の五五・一%）、ついで警察官の仲介によるものが多い（二〇・五%）。さらに農地委員会（八・一%）、小作調停委員（四・七%）等となっている。警察官や農地委員会による調停が日中戦争以降においてはそれ以前の時期にくらべ増大する傾向を示したことが特徴的である。さらに四一年以後になると小作調停法によるものが急増した点が注目をひく。

土地争議 まず地主が小作地を取り上げる理由をみると、その最も係争議中、この理由によるものが三九・七%、四四年には六五・七%にも達した。これはいうまでもなく、食糧事情の切迫するなかで地主が自家食糧を確保したいための小作地引上げである。「小作料滞納」を理由に地主が土地を引き上げようとした争議は、四一年に一一・三%、四四年に五・四%と戦争のすすむにつれ減少していく。これもこれまでの記述でその減少理由は明らかであろう。地主

第18表 小作争議調停者別件数（北海道）

種類別	年次		1940年		1941年		1942年		1943年		1944年		合計	
			件数	割合	件数	割合								
農地委員会			12	7.4	13	7.0	13	13.8	15	15.1	2	1.5	55	8.1
農地委員			2	1.1	—	—	—	—	—	—	—	—	2	0.2
小作官			—	—	—	—	1	1.0	—	—	18	14.2	19	2.8
小作調停法			48	28.5	119	64.6	57	60.6	64	64.6	82	65.0	370	55.1
小作調停委員			22	13.0	1	0.5	8	8.5	—	—	1	0.7	32	4.7
裁判所和解			1	0.5	—	—	1	1.0	—	—	—	—	2	0.2
警察官吏			70	41.6	28	15.2	10	10.6	16	16.1	14	11.1	138	20.5
市町村長又は役場吏員			6	3.5	7	3.8	2	2.1	—	—	5	3.9	20	2.9
農業団体役員			—	—	3	1.6	—	—	—	—	2	1.5	5	0.7
区長又は部落総代			2	1.1	5	2.7	—	—	2	2.0	—	—	9	1.3
国府県市町村区会議員			3	1.7	—	—	—	—	—	—	—	—	3	0.4
部落常会			—	—	1	0.5	1	1.0	—	—	—	—	2	0.2
地方有志者			1	0.5	3	1.6	1	1.0	—	—	2	1.5	7	1.0
その他			1	0.5	4	2.1	—	—	2	2.0	—	—	7	1.0

〔備考〕 「北海道農地改革史」による。

が「小作地を売却するため」土地を引き上げるというケースは四年で九・一%、四四年は九・六%となっているが、これは戦時以前にくらべると増加傾向を示したのであり、その理由は、「軍需工業その他の産業への転換を目的として地主が小作地の売却を行うものが増加せるためである」という（前掲書三七三ページ）。戦時下、小作料統制や二重米価制の実施で小作地を保有することが経済的にますます不利になったことが、地主をして小作地売却に馳りたてたものと思われる。また、一九四一年以後、とくに小作地の「使用目的を変更するため」土地引上げを試みる地主が増えていたが、これは軍需産業の発展にともなう工場の地方分散でその敷地や宅地に転用するため小作地引上げをおこなうケースが増加したからである。ではこれら土地返還争議の結末はどうであったか。第19表によれば、「小作契約の継続」がこの期間を通ずる全件数中三六・九%をしめて最も多い。「小作地の一部返還」が一九・七%でこれにつき、地主が「金銭賠償」をして土地を引き上げたケースが一五・五%と比較的大きい割合をしめている。無条件の返地がすくないことと合わせて、小作人側の主張が比較的によく通っていることがこの割合から推定される。小作地引上げの理由が、小作料滞納など主として小作人側の「責任」によるというよりは、自作化して食糧を確保したいという地主側の都合によるものが多いのだから、小作人の主張が通ったとしても、それはむしろ当然のことであった。なお、小作地の一部返還という結果の多いのは地主小作両者妥協の結果であろうが、これは自家食糧確保のため、あるいは一時帰農のためにある。小作地一部引上げが、一九四四年ころからとくに増加しているのは、このことを推定させる根拠となるであろう。

以上、太平洋戦争下の北海道における小作争議の推移を概観して

第19表 土地返還争議の結末（北海道）

年 次 結 末	1940年		1941年		1942年		1943年		1944年		合 計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合		
無 条 件	4	7.1	4	4.5	8	12.5	4	8.3	6	8.2	26 7.9	
有 益 費 賠 償	1	1.7	3	3.4	1	1.5	1	2.0	1	1.3	7 2.1	
返 地	金 錢 賠 償	7	12.4	22	24.9	11	17.2	2	4.1	9	12.3	51 15.5
小 作 料 減 免	1	1.7	5	5.6	3	4.6	2	4.1	1	1.3	12 3.6	
小 作 地 一 部	10	17.8	12	13.6	8	12.5	14	29.1	21	28.7	65 19.7	
代 地 交 付	4	7.1	1	1.1	1	1.5	—	—	—	—	6 1.8	
継 続	定 期	17	30.3	31	35.2	19	29.6	19	39.5	15	20.5	101 30.6
不 定 期	5	8.9	5	5.6	7	10.9	3	6.2	1	1.3	21 6.3	
小 作 人 の 小 作 地 買 受	3	5.3	5	5.6	5	7.8	2	4.1	11	15.0	26 7.9	
そ の 他	4	7.1	—	—	1	1.5	—	—	—	—	5 1.5	
未 解 決	—	—	—	—	—	—	1	2.0	8	10.9	9 2.7	

〔備考〕 「北海道農地改革史」による。

来たのであるが、つぎにこれを要約すれば、――

(一) 昭和恐慌期から日中戦争開始ころまで存続して農民の経済的利益を守るためにたかたかった全農その他の階級的農民組織は、この大戦に息の根を止められ、またこれらの全国的組織とは独立の方的小作人組合にしろ、階級的自由主義的性格のものはいっさい官憲の弾圧により消滅した。しかしこういう暗黒時代にも小作争議は少数かつ小規模ながら散発的に各地でたたかわれた。

(二) 小作争議の一件当たり関係土地面積は一〇町前後、あるいはそれより狭い小土地となり、関係地主・小作人数も少数となり、小作人の団体的運動という性格を薄め、個人的抵抗の性格を強めた。

(三) 爭議の多くは、地主の土地引上げに対する小作人の反対運動であった。戦争経済の進展と食糧事情の逼迫にともない地主は自作を目的に、あるいは軍需工場等に小作地の転売をはかるために、小作人に對し土地返還をせまり、これに對し小作人は生活と耕作権を守るために抵抗したばあいが多く、この傾向は戦争が末期に近づくにつれてますます強くなつた。争議手段も官憲の干渉と農民の「自粛」によって合法的なおだやかなものとなり、地主小作両方とも小作調停による「円満解決」にいたるもののが増加した。これはまた、調停制度の強化充実等、一連の小作対策が効果を發揮したことの結果でもあつた。要するに、地主小作両者間への国家の介入調停が戦争下に極度に強化された結果であつた。また争議の結果として、小作地の一部引上げ等両者の妥協に終わるものが多くなり、同時に耕作権をあくまで守ろうとする小作人の要求が貫徹されるケースも増えてきた。食糧増産を至上命令とする戦時下、とくにその末期において、調停官その他仲介の第三者は、生産者たる小作人側の要求を重視せざるをえなかつたわけである。

この期の小作争議の事例としてつぎの二つを記しておきたい（前

掲「北海道農地改革史」三七六～三七七ページ参照）。

▽剣淵村争議 上川郡剣淵村の小作人Hは地主Kより畠五町一反を反当五円の小作料で賃借して耕作していたが、小作料統制令による適正小作料の設定により小作料が一円七〇銭に引き下げられ地主は採算上これを不利とし、小作地を引き上げ自作を図ろうとして小作に立退きを命じた。小作人はこれに応ぜず、一九四二年九月一五日、争議が発生した。小作人の主張は、地主の土地返還要求に対しても小作契約を継続せよというのであった。一〇月二十四日、所轄の士別警察署員の調停によつて解決したが、その条件は、(一) 地主は契約どおり五カ年間は小作人との小作契約をつづけること、(二) 小作料は適正小作料で金納とし、(三) 小作契約期間中、地主がその小作地を売却するときは小作人Hに事前に通知し優先的にHに売ること、すなわち小作人に先買権を認めること、であった。このように、剣淵争議は小作側の要求を全面的にいれて終結した。

▽遠軽町争議 紋別郡遠軽町の農民一二人は、畠三六町、原野一四五町、計一八一町を一人の地主から賃借して耕作していたが、小作人たちは早くからその土地を自分らに売り渡すよう地主に要求していたところ、一九四一年一月遠軽町役場の斡旋により、地主はそれを小作人たちに開放することに同意した。しかし売却契約書に調印する前に、両者の感情のもつかから破談となり、その後、地主・小作人間の対立は尖鋭化していった。一九四三年一一月、小作人側は地主に土地開放の誠意がないとして四三年度の小作料合計六三八円の不払いを申し合わせ、翌四四年一月一日、野付牛区裁判所検事局に対し、土地開放に関する小作調停を申請した。

一方、所轄の遠軽警察署は、小作人が結束して小作料不払いの

申し合わせをするなどは時局柄はなはだ不穏の行動であるとして、四三年一二月より翌年一月まで数回にわたり小作人側代表と地主の出頭をもとめ調停につとめた結果、二月一〇日、つぎの条件で争議は解決を見た。すなわち、(1) 地主は係争地を小作人に開放することとし、四四年二月一〇日までにその手続きを完了すること。(2) 四三年度の小作料六三八円を四〇〇円に減額すること。(3) 小作人側は右の小作料を納入し、同時に裁判所に提出した小作調停申立書は即日取りさげること。以上の条件は、いずれも小作人側の主張をいれ、さらに小作料を引き下げてある点で小作人側にとつて一方的に有利な解決であった。

第二節 新潟

農村問題対策懇談会 戦前、巨大寄生地主の王国をもつて知られた新潟県は、同時に、木崎村大争議に象徴されるような激烈な農民運動の拠点の一つであった。大正末期から昭和初期にかけて、新潟の農民は日農（のち全農）、北日本農民組合同盟（北日農）という二系統の、きわめて戦闘的な農民組織をもつて「地主王国」をおびやかし、小作料を減額させ、耕作権を確立する上で大きな成果をあげた（その階級的農民組織と運動の成果については、農民運動史研究会編「日本農民運動史」東洋経済新報社刊におさめられている「寄生地主的大土地所有地帶の農民運動」の項を参照されたい）。

しかし、満州事変後社会情勢が右旋回するなかで、組合運動指導者は逮捕され、組合組織は破壊されていった。他方、県特高課を

中心とする官憲は残存して根強く運動を開拓しようとする農民組合の階級闘争第一主義を是正し、その運動を合法的舞台に閉じこめてしだいに鎮静させる目的をもつて、一九三四年一二月「新潟県農村問題対策懇談会」をつくった。これは県警察部長と地主側代表、それに全農・北日農など農民組合の代表をもつて構成し、またこの委員会の下に「紛議調停委員会」を常設して地主・小作人間の紛争に積極的に介入し調停する体制をととのえた。「新潟県農地改革史前史」（五九六ページ）によれば、この紛議調停委員会は当時、本県における小作争議の最も難しい事件とされた四件（中蒲原郡小須戸町・三島郡寺泊町・北蒲原郡笛岡村須走および北蒲原郡長浦村の争議）といわゆる「ロール指問題」とを解決した。これらの争議は、地主と小作人の利害関係からしても、農村治安問題の見地からしても、非常に重大な意義を有していたものである。

さて、日中戦争勃発の年（一九三七年）には、全農および北日農の県連大会は当局の命により開催を禁止された。しかし、農民を反地主・反資本への闘争にかりたてる原因そのものは除去されたわけではないから、小作争議は各地で深刻な様相を呈して展開されているのである。たとえば同年四月一六日、本田村の小作料減免争議では二〇〇人の小作人が裁判所に向ってデモ行進した。また六月六・七日、北谷村池野島の土地（二町歩）取上げ争議では地主の植えた苗を小作人が引き抜き、これに対し取締り当局は争議団を解散させたうえ、二〇名の小作人を起訴した。同年一二月一七日には和田村島田の小作争議が、小作料三割四分引きの条件で解決をみた。翌三八年七月一七日には菅谷村の小作人三八人が一五町の土地の小作料改定をめぐって地主と争議に突入した。同年九月、浦佐村の小作人四五人は二人の地主に対し、三〇町の土地の小作料減免要求をもつて争議にはいった。三九年一月には、石打村上野（小作人四六人）、

伊米ヶ崎村板木（四五人）、大崎村穴地新田（四〇人）はいずれも小作料二〇・三〇%の軽減を要求して争議となり、同年三月には漆山村寺深（小作人二〇人）の小作料減免争議が妥結した。同じ月中之島村中条新田（一一人）でも減免争議が発生した。このほか同じ年の四月に橋田村橋田（地主四人、小作人三五人、一八町）の減免争議が小作人の要求をいれて終結、また川東村不動堂でも小作料滞納争議が解決している。このように、戦時下にあっても小作争議はけつして姿を消したわけではなかった（前掲「日本農民運動史」附録年表参照）。

農民団体の動向

全農、北日農に対する警察の監視・弾圧はこれら農民団体の動向の団体が結成された当初から続けられて來たのであるが、満洲事変以後は一層きびしさを加えた。たとえば一九三五年七月八日に開かれた北日農執行委員会が監査した警官によつて解散せしめられたのに対し、北日農玉井潤次委員長以下組合員は大挙して県庁に押しかけ、警察部長に抗議した。そのとき警察当局は「集会に対し警察で必要と認めた場合監査するのは当然のことであり、これを撤廃してくれというのは少々認識不足ぢないか」と答弁し、「警察の方針として必要ありと認めたる場合は警察は会場へ私服を入れる」と委員長に申渡し（注）、これを実行した。

（注）「新潟県農地改革史資料」（＝「農民動静日誌」三二七・三二八ページ。なおこの「日誌」は一九一六年から四一年までの新潟県農民運動関係事件についての新聞記事の切抜きを中心にして編集されたもので、農民関係や警察当局の動きを具体的に伝える資料である。

北日農は旧全農全国会議派系統の活動分子をかかえた戦闘的組合であるが、この事件が示すように、このころからいわゆる階級的農

民組合の日常活動に対する警察の監視と干渉は公然の事実としておこなわれ、それはまた各種の行事や小作争議の指導に対しても同様な規制を加えることによつて組合を一步一歩圧迫していく。同時に、このような当局の圧迫は、一方において農民団体の右旋回をうながすと同時に、他方、その一部の戦闘的小作料設定、左翼人民戦線の撲滅、反日本主義撲滅」をスローガンとしてかかげ（三五年一一月、第二回大会）、全農青年部県連第二回大会（同年同月）は「車税廃止、電灯料値下げ、小作法制定、兵士家族の生活保証、ファッショ粉碎」を討議している。後者の議題をみれば全農内の左翼反対派たる全国会議派の影響が看取される。また前者の大会に寄せられた祝辞祝電（愛知皇國農民同盟、愛知錦旗青年隊、勤皇義塾、茨城愛同支部、下越農民協会・上越錦旗青年隊、三重愛國農民連盟、富山勤労農民同盟等）をみれば、全国農地にファッショ的農民団体が発生し、新潟にもその動きが現われてきたことがわかる。この年にはまた、全農と北日農両団体の合同への動きがあつた。

一九三七年一二月、「人民戦線事件」で北日農は玉井委員長以下二〇名が検挙された。その同じ月には稻村隆一全農県連会長が社大党を脱して東方会に入会を声明し、翌三八年には県連の一部を率いて新潟県日本農民連盟を結成し（二月五日）、皇國農民連盟と提携して運動をすすめることになった。これより先、玉井委員長はじめ幹部を失った北日農は一月一九日各支部代表者会議を開き、「北日本農民組合は我が国體觀念を基調とし国情に即した上下共和の日本伝統の精神を以て其の公道とする」と決議し、「国策順応」の新方針を決定した。一方、全農解散後新たに結成された大日本農民組合の新潟県連会が、二月一二日発足したが、この組合の政治的立場は

「反共反人民戦線」であった。

新潟県日本農民連盟は一九三八年八月二十五日、結成後初の大会を開いたが、「皇軍感謝決議」「支那事変に対する決議」で完全に軍部の帝国主義的拡張政策（海南島、廣東の攻略）に賛成する旨を明らかにした。

大日本農民組合新潟県連は一九三九年八月一八日、水原町で大会を開き（参会者八〇〇人）、「国家管理による土地利用の高度化」などを討議したが、緊急動議で「排英」決議をおこなった。同月二〇日に開かれた農民連盟の第二回大会でも、「肥料國家管理」「農調法改正」などを討議したのち、同じく「排英」決議をおこなった。同じ年結成された、農地制度改革同盟には本県から副会長として三宅正一、理事として今井一郎らが参加した。

農業尽忠会 一九四〇年八月、政府の決定した戦時農村再編成の方針に応じて、県警察当局はいっさいの自主的農民団体を解散させ、そのあと農業尽忠会をつくった。すなわち、一九四〇年当時、県下の農民組合は六七二組合を数えたが、当局の勧告により八月二三日には大日本農民組合、同三〇日には北日本農民組合、九月二三日には日本農民連盟の各県連が協議会を開いて解散を決議した（注1）。そしてそのあとに、所轄警察署長を会長に、町村長を副会長として、地主、小作、自作層からそれぞれ委員を出させ、地区内全農業者を会員とする農業尽忠会をつくった。これらの町村単位の尽忠会の上に、新潟農業尽忠会連盟を置き、この連盟内に農村問題の企画・指導・調査・調停を担当する専門部を設け、調停部は数カ町村にわたる大争議には直接に干渉調停をおこなった。尽忠会はその数三四四、役員数四、五七三人、会員数二〇万四、一六六人（一九四一年末現在）（注2）で、ほとんど全農家から一人ずつの会員を出させたものである。この尽忠会結成の提唱者は県の村川特高課長であ

り、一九四〇年八月九日の第一八回農村問題対策懇談会の席上これを発表し、懇談会を農業尽忠会連盟準備会に切りかえ、県下の全農民を警察的ファッショ体制に統合しようとしたものであった（注3）。

（注1）「新潟県農地改革史資料」（二）四五五ページによる。

お右の「資料」によれば、一九四一年一月現在で、小作問題継続・残務整理等の理由でなお存続していた農民組合はつぎのとおりである。すなわち、全農系三組合、一〇七人。北日農系二組合、三四人。単独農民組織一九組合、二、五六二人である。これらの残存組合も同年末にはすべて解散した。

（注2）『新潟県農地改革史前史』六一一ページ。

（注3）新潟県警察史編さん委員会『新潟県警察史』、一九五九年刊、六四四ページ。なお「農業尽忠会結成提唱趣意書」を左に記録しておこう。

「今や我国内外の情勢に鑑み、戦時体制の徹底的強化が国内各分野に亘り、全面的に、深刻且痛切に要求せられている。」

最近における新政治体制運動並産業報国運動はこの国家的要求を満たすためのものである。かくて個人主義自由主義功利主義に基づく旧体制は急速に解消せられ、日本の新体制の確立が急務となつた。而して思想的には日本精神の復活、昂揚頤著となり、体制組織の上には産業報国運動が相当数組織せられ着々効果を認めつつあり、新政治体制も近く結成の気運にあるのである。

翻て顧るに仮令かくの如き新体制が他方面に確立して全人口の九割を占むる従事員を持ち神代以来皇國經濟の原動力たる農業部面に、純日本的農士道を基礎とする農業尽忠の新体制が確立して、農業人が真に戦時体制化されなければ到底新体制は完全に機能を發揮することは出来ないであろう。換言すれば農業

第20表 農業尽忠会介入小作争議（新潟）

説明 警察署名	発 生				解 決				未 解 決			
	件数	繫争反別	参加人員		件数	繫争反別	参加人員		件数	参加人員		
			地主	小作			地主	小作		地主	小作	
沼垂	2	369	人2	人12	2	369	人2	人12	—	人—	人—	
新発田	2	25,019	10	201	2	25,019	10	201	—	—	—	
水原	16	54,050	51	660	4	42,300	33	433	12	18	227	
葛塚	12	3,353	12	46	10	3,173	10	24	2	2	22	
中条	2	5,640	19	71	2	5,640	19	71	—	—	—	
津川	1	108	1	1	1	108	1	1	—	—	—	
村上	3	87	3	3	1	22	2	1	2	1	2	
新津	42	10,890	42	264	42	10,890	42	264	—	—	—	
白根	3	3,593	5	64	3	3,593	5	64	—	—	—	
亀田	1	10,100	7	66	1	10,100	7	66	—	—	—	
五泉	5	8,265	8	87	5	8,265	8	87	—	—	—	
卷	4	109,770	32	343	3	65,300	24	193	1	8	150	
燕	1	18,190	15	121	1	18,190	15	121	—	—	—	
三条	3	3,745	4	91	3	3,745	4	91	—	—	—	
三見	14	53,120	91	401	14	53,120	91	401	—	—	—	
出雲	4	11,426	35	144	4	11,426	35	144	—	—	—	
寺泊	2	22	2	4	2	22	2	4	—	—	—	
長岡	4	75,330	111	716	4	75,330	111	716	—	—	—	
小出	3	3,182	24	100	3	3,182	24	100	—	—	—	
日町	2	78	2	5	2	78	2	5	—	—	—	
十六日町	11	28,207	303	1,222	11	28,207	303	1,222	—	—	—	
高田	5	21,104	21	212	5	21,104	21	212	—	—	—	
新井	2	3,928	25	121	2	3,928	25	121	—	—	—	
柿崎	6	11,595	75	145	6	11,595	75	145	—	—	—	
糸魚川	2	7,020	15	90	2	7,020	15	90	—	—	—	
相川	9	630	8	14	9	630	8	14	—	—	—	
河原田	1	7,000	12	89	1	7,000	12	89	—	—	—	
合 計	162	475,821	935	5,293	145	419,356	906	4,892	17	29	401	

〔備考〕 争議の発生しなかったのは新潟、府屋、村松、内野、加茂、与板、栃尾、小千谷、柏崎、直江津、安塚、能生、小木、両津の14署である。新潟県農地改革史刊行会「新潟県農地改革史前史」（1956年刊）による。

人の新体制は他の分野に先立ちて前提として必要であり事態が急速を要するだけ、この農業体制の新設も急速を要するものと信する。是れ農業人の新組織として本会を設立し本運動を提唱する所以である。

農業尽忠会は結成いらい終戦までに一六二件の小作争議に入りし、その干渉によって一四五件を「解決」した。これら小作争議の関係人員は地主九三五人、小作人五、二九三人で、関係土地面積は四、七五八町歩余であった（第20表参照）。その一六二件の争議の発生原因をみると、「小作料減免要求」九七件、「小作料引下げ」三四件、「小作料滞納」五件、「込米奨励米関係」五件と、小作料にかんするものが全体の大半をしめ、「小作権関係」九件、「地主の土地売却」四件と、土地関係争議は比較的少ない。

小作調停事件 法にもとづく小作調停事件は、一九三八年の二四二件から三九年一九七件、四〇年一七九件と減少し、太平洋戦争期にはいるとさらに減少傾向をたどった。すなわち四年一六四件、四二年一〇六件、四三年八九件、そして四四年にはわずか六七件となつた（「新潟県農地改革史前史」六六一ページ）。

一九四〇年から四四年にいたる五カ年間の小作調停事件関係土地面積は二、九五〇町三反であった。またその関係人員は、地主一、三七七人、小作人六、五五四人で、地主一人に対し平均四・七人の小作人が調停事件に關係していたことになる（前掲書六六三ページ）。さらにこれら調停事件における申立人の主張をみると、地主側では「小作料支払」が最も多く（五カ年間で七九件）、「小作料改定」「小作料値上げ」など、小作料関係のものが圧倒的に多い。小作人側の主張では、「小作契約継続または改定」一二〇件、「小作地買受」七五件と土地関係の主張が多く、ついで「小作料一時減

額」六三件、「小作料一時減額および小作契約継続」二八件となつてゐる。

ではこれらの小作調停の結果はどうなつたか。これについて資料の正確を期しがたい四一年度分と四二年度以降をのぞき、四〇、四二兩年度分につき小作調停成立を条項別にみるとつきのとおりである。すなわち、「小作契約継続」一四九件、「小作契約期間確定」一一〇件、「土地全部返還」二三件と、小作人の耕作継続関係のものが多く、また「小作料納入期の確定」一三一件、「凶作時の小作料減免率またはその方法確定」一三一件、「小作料改定」六四件等、小作料関係のものも多い。

法外調停事件 第21表によれば、四〇年から五カ年間に総件数三四件、このうち調停の成立したものは二九件であった。事件の原因としては、自然災害による不作、小作料改定等さまざまである。この調停事件では同表に示されているように、一件当たりの関係地主・小作人數が比較的多く、その関係土地面積も二四町余りで、戦時下の紛争としては比較的規模の大きなものであった。

小作争議 第22表によれば、四〇年から四四年までの五カ年間に二八二件の争議があり、小作人三、〇五七人、地主九六五人がこれに關係した。関係土地面積は田畠その他合計で一、一三〇町三反で、一件当たり平均七町五反余である。なお注目される点は、二八二件のうち一〇〇件が未解決のままになつてゐることである。

つぎにこれら小作争議の発生原因をみると（第23表）、「小作地引上げ」一二七件をはじめ、「小作地の買受、買戻要求」四四件など、土地関係のものが二〇〇余件と全体の七一%をしめていることがわかる。他の約三〇%が小作料関係のものであるが、以上の土地争議・小作料争議の両者を通じて顕著な現象は、四三、四四年と戦

第21表 小作官の法外調停事件概況（新潟）

事項別	年次	1940年	1941年	1942年	1943年	1944年	合計
法外調停総件数		5	8	8	10	3	34
自然災害による不作		4	5	4	—	—	13
小作地引上		1	—	1	3	—	5
小作料改定		—	1	1	5	—	7
穀物検査関係		—	1	—	—	—	1
小作料過徴		—	1	—	—	—	1
小作料滞納		—	—	2	—	—	2
小作人に小作地買収要求		—	—	—	1	2	3
小作地買戻要求		—	—	—	1	—	1
小作料減免要求		—	—	—	—	1	1
関係地主	人	10	44	28	226	9	317
関係小作人	人	83	288	225	521	89	1,206
関係田面積	反	483	2,728	1,341	2,966	201	7,719
関係畠面積	2	2	2	104	291	18	417
関係其の他面積	2	3	25	78	1	109	109
面 積 計	487	2,733	1,470	3,335	220	8,245	
調停成立		5	7	8	6	3	29
調停不成立		—	1	—	—	—	1
未 濟		—	—	—	4	—	4

〔備考〕 出典は前表と同じ。

第22表 小作争議の発生件数関係範囲および結末（新潟）

種別	年次	1940年	1941年	1942年	1943年	1944年	合計
争議件数(件)		16	5	1	148	112	282
関係員	地主(人)	54	35	3	498	375	965
	小作人(人)	323	184	6	1,542	1,002	3,057
関係地積	田(反)	1,434	1,811	40	9,649	5,920	18,854
	畠(反)	266	2	—	822	903	1,993
	その他の(反)	9	—	—	186	261	456
	計(反)	1,709	1,813	40	10,657	7,084	21,303
結果	妥協	3	2	—	100	3	108
	小作人要求貫徹	10	1	—	26	19	56
	小作人要求撤回	1	—	—	13	2	16
	自然消滅	2	—	—	—	—	2
	計	16	3	—	139	24	182
	未解決	—	2	1	9	88	100
	計	16	5	1	148	112	282

〔備考〕 出典は前表と同じ。

第23表 小作争議発生原因小作人要求事項（新潟）

原因および要求		年 次	1940年	1941年	1942年	1943年	1944年	合計
争 議 の 原 因	各種自然的災害による不作		4	1	—	9	11	25
	小作料滞納、土地返還		4	—	—	21	3	28
	小作料高率		6	4	—	—	3	13
	小作料改定期間満了		—	—	—	5	4	9
	小作料値上		—	—	—	3	3	6
	検穀補償料、奨励米、込米関係		—	—	—	1	—	1
	小作料過徴小作地面積相違		—	—	—	2	—	2
	小作地引上		—	—	1	64	62	127
	小作権存否其の他小作権関係		—	—	—	—	1	1
小 作 人 の 要 求 事 項	小作地買受、買戻要求		—	—	—	20	24	44
	其 他	小作人に小作地買取要求	2	—	—	1	1	4
	其 他	其 他	—	—	—	22	—	22
	合 計		16	5	1	148	112	282
	小作料の一時的減額		4	4	—	24	14	46
	小作料の永久的減額		—	1	1	21	5	28
	小作料の延納及分割払		—	—	—	6	—	6
	小作料の値上反対		—	—	—	3	3	6
	小作料の改定期間延長		6	—	—	5	4	15
其 他	補償金穀、俵袋料支給、込米廃止		—	—	—	1	—	1
	過納小作料返還		—	—	—	1	2	3
	小作継続		4	—	—	54	46	104
	小作権、永小作権、作離料賠償		—	—	—	—	—	—
	代地交付		—	—	—	—	—	—
	小作地買受又は買戻		—	—	—	30	34	64
	小作人よりの土地返還		—	—	—	—	1	1
	其 他	小作料関係	—	—	—	2	2	4
	其 他	其 他	2	—	—	1	1	4
合 計			16	5	1	148	112	282

〔備考〕 出典は前表と同じ。

争末期において争議の多くなっていることで、ことに土地争議においてこの傾向がいちじるしい。この点についてはのちに検討するが、同じ表によつて小作人の要求事項をみると、地主の土地返還要求に対し、小作契約を継続せよ、土地を買い受けたい等の要求が一六八件に達し、全体の六〇%ちかくをしめている。戦争末期に小作地の買受けを主張するものが多くなつたのは、ひとつは政府の自作農創設政策の主旨が農民の間にひろがつて来たためであろう。

最後に、前述のように戦争末期において急増傾向を示した土地争

議について検討しよう（第24表参照）。この土地争議総件数一三一件中、大部分は戦争末期に、すなわち六四件は一九四三年に、六二

件は四四年に発生した。これら争議の関係者は小作人二九八人、地主一三九人で、繫争土地面積は七六町九反である。一件平均六反歩足らずの土地をめぐり、一人の地主に対する小作人二人余という小規模な土地争議である。また地主の小作地引上げ理由をみると、工場住宅敷地への「使用目的変更」が八件を数える。いずれも四三、四四年に発生した争議であるが、これはいずれも軍需工場の地方分散にともない、そのための敷地として地主が小作地の引上げをはかったものである。そのほか引上げ理由の多いものから見ると、「自作」のため三四、「小作料滞納」二二、地主小作間の「感情不和」および「小作契約期間満了」がそれぞれ一一、契約不履行七、等となつてゐる。地主が自耕するために小作地を引き上げるというのは、戦争末期に農村でも食糧事情が悪化したことと、土地所有の経済的意義がますます小さくなつて来たことの当然の帰結である。

さて、小作地の引上げによつて耕作と生活をおびやかされた小作人側の主張は当然に「小作契約の継続」（九九）が多く、ついで「小作地を買受けたい」（二三）となつてゐる。こうした争議の結果は、小作人の主張どおり小作継続となつたものが八二件、小作

地買受けが二〇件、計一〇二件と多くは地主側の敗北に終わった。しかし、小作地の一部分は返すとか小作権に対する地主の補償金交付とかの条件で返地したもののが二四件を数えたことも注意されねばならない。

なお、新潟県で注目される現象の一つは、小作関係の民事訴訟が多いことで、たとえば一九四一年に小作争議件数はわずか五件であったのに対し、民事訴訟は一一〇件に達した（この点、第二章第一節「小作関係民事訴訟の項」を参照されたい）。

つぎに争議事例を摘記しておきたい（前掲「農民動静日誌」に採録されている新聞記事による）。

△曾野木村争議 中蒲原郡曾野木村の小作料減免争議は一九四一年一月二六日、農業尽忠会の斡旋によつて解決した。この解決に当つては、「小作人が肥料購入に多額の費用を投じたとして小作料一割乃至一割五分引いて納米した事は結局肥料を闇で購入したことを裏書きすることである。これとは別の意味で地主側より反別に応じて見舞金として金一封を贈ること、又今後恒久的に増産奨励金として一律につき最高四十錢、最低十錢を四級別にして交付する」という条件がつけられた。この争議を実際に担当した沼垂署特高主任は「当局としては一旦円満解決させたのだから差支えないようなものの、他村でも小作側が要求しさえすれば通ると考えて履き違えては困る、この点明瞭にしておく」と述べた。

△六日市村争議 吉志郡六日市村の地主一八名、小作人三三六名は一一町歩の土地の小作料について紛争を起し、小作調停は決裂した。小作側は三割天引き納入をした。この争議は長岡警察署の斡旋で一九四一年一月一二日、つぎの条件で八年ぶりで解決した。（一）六日市村山谷沢地区、六日市地区の最高小作料は一石一斗一升とし以下三升落。三俵野地区、中潟地区は一石一斗四升、以下三升落。

第24表 小作地引上に関する争議（新潟）

種 別		年 次	1940年	1941年	1942年	1943年	1944年	合計
	争 議 件 数 (件)		4	0	1	64	62	131
争 議 件 数	関人 係員	地 小 作 主 人 (人)	6 31	?	3 6	68 144	62 117	139 298
	関面 係 土 地積	田 畑 (反) 其 の 他 (反) 計 (反)	88 3 1 92		40 — — 40	251 78 18 347	198 81 11 290	577 162 30 769
		自 作	1		—	15	18	34
地 主 の 引 上 理 由	使的 用変 目更	工場住宅敷地 其 の 他 計	— — —		— — — 4	4 — — 4	4 — — 4	8 — — 8
		小作地売却 小作人の地目交換 小作料滞納 期間満了 無承諾転貸譲渡 小作料減免要求、引上不承諾 感 情 契約不履行 其 の 他	— — 1 — 1 — 1 — —		— — 1 — — — — — —	5 1 11 7 4 1 6 2 8	7 — 8 4 3 1 4 5 11	12 1 21 11 8 2 11 7 19
小 作 人 の 主 張		小作継続 小作権、永小作権の賠償、作離料支給 小作地買受 代地交付 其 の 他	4 — — — —		— — 10 — 1	54 — 13 — —	41 2 13 1 —	99 2 23 1 1
結 果	返 地	小作権、永小作権賠償、作離 料支給 小作料減免 小作地一部分 代地交付	— — — — —		— — 5 2	2 2 5 1	4 1 5 1	6 3 10 3
	繼 決	定 期 不 定 期	1 1		— —	41 6	28 5	70 12
		小作地買受 其 の 他 計	— 1 3		— — —	4 — 62	16 — 60	20 1 125
		未 解 決	1		1	2	2	6

〔備考〕 出典は前表と同じ。ただし「前史」のかかげる原表の数字には前掲の第23表と照し合わせても明らかに誤りと思われる箇所があるのでその分は訂正した。

第25表 秋田県における地主小作人組合数の推移

年次	小作人組合		地主組合		協調組合	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
1937年	109	4,312	10	429		8,912
1938年	109	4,312	10	429		8,951
1939年	83	3,592	10	429		5,785
1940年	24	1,520	10	216		17,133
1941年	—	—	6	42		38,051
1942年	—	—	6	42		44,734
1943年	—	—	5	26	423	46,369
1944年	—	—				

〔備考〕 「秋田県農地改革史」による。1944年の「地主組合」は実は土地会社であり、「協調組合」とあらるのは興農報国会のことである。

秋田

一九三八年二月一三日に結成された大日本農民組合秋田県連合会（会長川俣清音、主事北島末市）は、日中戦争開始後の

(二) 減免率は二割の七割。(三) 昨年の未納分小作料は改訂条項をさかのぼって適用。(四) 本年の減免率は新協定の減免率による。

第三節 秋田その他の地方

きびしい官憲の取締りによってその活動を拘束されて来たが、四〇年にはついに解散した。農地制度改革同盟には川俣清音が理事に選出されたが、秋田の農民組織としては大日本農民組合連合解散後まとまつたものはなくなってしまった。これらの農民団体に所属した活動分子の一部は、一九四〇年一一月、県が小作料統制令にもとづいて最高小作料を公定するや、適正小作料の設定を中心に運動地盤の再建をはかったが、実現しなかつた。

興農報国会

秋田県の小作人組合、地主組合および協調組合の推移をみると（第25表）、一九三七年一〇九組合、四、三一二人を数えた小作人組合は四〇年には二四組合、一、五二〇人と減少し、翌年には姿を消した。地主組合も三七年一〇組合、四二九人を数えたものが四二年にはわずか六組合、四二人と減少した。協調組合は三七年八、九一二人の組合員を有したが戦時中にその数

参加人員		関係土地面積				
地主	小作人	総数	町	田	畠	その他
人 345	人 734	388.2	町 367.7	町 15.8	町 4.7	
367	507	309.5	298.6	8.3	2.6	
256	843	440.0	426.9	5.2	7.9	
222	659	360.2	358.7	1.5	—	
111	138	59.2	56.8	2.0	0.4	
68	254	77.7	51.0	26.7	30.1	
77	87	55.0	52.8	1.6	0.6	

を増し、太平洋戦争開始の年にはじつに三八、〇五一人となり、四年には四六、三六九人となつた。この戦時下急増した組織は、県警察部の斡旋指導によつて上から急造されたもので、多くは地主の家名を冠した官製団体である。それらは農民の自主的団体でも、農民的生活利益を守るための組織でもなかつた（秋田県農地改革史編纂委員会「秋田県農地改革史」三四六ページ参照）。一九四四年三月二〇日付、県当局から農林省に提出された「農地関係争議、小作調停並地主組合ノ統計ニ関スル件」の中に、つぎのような記述がある。

「地主組合小作人組合等単独ノモノハ昭和十七年以降設立サレズ。

協同組合タル興農報国会ハ、県警察部ハ、斡旋指導ハ、下ニ益々ソハ数ヲ増シ、地主小作人間ノ融和、旱魃ニ対スル検見等ニ種々活動ヲ為シ、農村ノ平和、生産力ノ維持増産ニ貢献シツアリ。（傍点は引用者による）。

小作争議と小作調停 大正末から昭和のはじめにかけて五年間の大

闘争を開いた前田村小作争議によつて全国に知られたように、秋田県は東北地方における有数の争議地帯であった。しかしここでも日中戦争ころには争議件数は減少し、農民組合は活動分子を失つて指導力が弱まり、太平洋戦争開始のころになるとその傾向はいつそう強まつた。第26表によつて小作争議件数の推移をみると、一九三九年二九〇件を数えたものが四〇年には二一〇件に減り、その後減りつづけて四三年にはわずか六四件となつた。このような小作争議減少傾向の諸原因是、すでに北海道や新潟の小作争議についてみて來たように、一方における官憲の弾圧、農民に対する直接的権力的統制の強化と、他方における政府の農地政策・小作対策（自作農創設、小作料統制、食糧管理による二重米価制、

第26表 小作争議概況（秋田）

年次	原因別争議件数										
	総数	小作料 上正 改及 満期	不作	高 率 不 統一	農作物 格下	収支 不 償	米穀 検査 関係	小作地 上 引	区画 又 は 整 耕地 地理	小作料 滞 納	その他
1938年	230	8	11	8	—	—	—	162	—	25	16
1939年	290	5	32	7	—	—	—	126	1	106	13
1940年	210	4	22	18	—	5	—	63	1	74	23
1941年	193	11	51	11	—	11	—	68	—	25	16
1942年	103	2	10	10	—	3	—	39	—	36	3
1943年	64	1	10	1	—	4	—	28	—	18	2
1944年	69	12	19	1	—	—	—	8	—	17	12

〔備考〕 出典は前表に同じ。

第27表 小作調停事件の概要(秋田)

年 次	受理件数	争議単位 件数	受 理 別 件 数				種 别 件 数			
			地主申立	小作人 申立	双方申立	裁判所 権	小作料 支 扱	小作料 支 扦 土 地 返 還	土地返還	小作料 減 免
1938年	393件	259件	109件	146件	2件	2件	37件	39件	24件	49件
1939年	286	177	67	109	1	—	35	13	18	58
1940年	333	208	84	124	—	—	47	17	14	42
1941年	321	250	80	167	1	2	38	17	20	2
1942年	392	156	49	106	—	1	23	4	19	60
1943年	135	108	38	69	—	1	21	1	19	7
1944年	74	69	23	46	—	—	15	2	4	33
結果別件数										
年 次	小作条件 確 定	その他	総件数	成 立	不成立	取 下	却 下	未 摆	面 積	総員数
									当 事 者 数	利 告 害 関 係 者
地 主	小 作 人									
1938年	—件	24件	255件	206件	3件	44件	2件	4件	403.1町	1,085人
1939年	1	14	148	126	—	22	—	29	223.8	564
1940年	2	38	208	169	—	39	—	—	211.0	789
1941年	3	35	248	200	6	42	—	2	3,421.4	904
1942年	3	27	153	123	—	29	—	3	442.5	372
1943年	17	14	108	91	2	14	—	—	107.4	807
1944年	1	14	69	56	—	13	—	—	55.0	166
関係土地										
関 係 人 員										

〔備考〕出典は前表に同じ。

小作争議調停等)の進展にあつた。

さて、戦時下の小作争議の原因についてみると、「小作料滯納」「小作料値上改正及満期」「小作料高率」等、小作料に関する起きたものがいぜんとして多いが(前表参照)、地主の「小作地引上」によつて発生した争議も、三八年一六二件、三九年一二六件とこの兩年度では最多数をしめ、それ以後も相当に多い。戦時経済の進むなかで地主自耕のため、または農地の転用のために土地引上げをおこなうケースが増えたことの反映であろう。

地主・小作人の参加人員からみると、一件当たり地主一~二名、小作人三~四人で争議の小規模化が特徴的である。それは関係土地面積からみても同じことが指摘できる。

つぎに小作調停事件であるが(第27表)、一九三八年に二五八件を数えたものがその後漸減し、四二年にはいっそう大はばに減少して一五六件となつた。事件を種類別にみると、「小作料支払」「小作料減免」等小作料に関するものが多数をしめているが、同時に「土地返還」「小作料支払、土地返還」「小作継続」等、小作契約の継続をめぐる土地争議も各年を通じ相当数にのぼつてゐる。また調停の結果をみると、各年を通じ全体の一〇%前後が取下げとなり、また少数の未済事件をのこして、ほかは調停成立となつてゐる。

和歌山県 和歌山県における農民運動は一九二一年から本格的展開を見せた。官庁統計によれば、その前年わずか一件を数えたにすぎぬ小作争議は二年において一〇一件に達したことを見てもそれはわかる。その後は大正末まで運動の高揚をみ、一時的沈滞ののち、ふたたび昭和恐慌下に再燃した。しかし日中戦争前後から急速に退潮してゆき、一九三六年における小作争議件数はわずか三九件と減少した。下の第28表によれば、一九四一年にはそれがさ

らに減少して二一件となり、翌四年には一〇件に落ちた。

昭和恐慌下の本県の農民運動は、海草郡、和歌山市、有田郡、日高郡を中心に相当に激しい展開をみせたのであるが、一九三五年の海草郡における小作争議を最後として、組織的な運動は退潮していったのである。しかし、太平洋戦争開始後においても、少数ながらともかく小作争議がたたかわれたことは前掲の官庁統計によつても明らかで、注目されねばならない。またこの戦時下の争議は、関係土地面積や地主と小作人の数からみても、しだいにその規模を縮小し、大部分が小土地をめぐる地主一人に対する小作人数名の争いとなつてゐるが(前掲表参考)、これは同じ戦時中の他府県の傾向と共通している。

つぎに戦時下の小作争議のうち重要な意味をもつ土地争議についてみよう。第29表によれば、一九四〇年における土地争議は一五件で、同年の総争議件

第28表 小作争議の件数と規模(和歌山)

年 次	争議 件数	関係地 面 積	関係人員		一争議 平 均 面 積	一争議 平 均 地 主 数	一争議 平 均 人 数	地主 一 対 面 人 に す る 面 積	小作 人 一 対 面 人 に す る 面 積	地主 一 対 小 作 人 数	
			地主	小作人							
1939年	27	14.5	町	人	人	0.54	人	3.0	町	0.18	2.2
1940年	24	31.8	107	107	1.33	4.5	4.5	0.30	0.30	1.0	
1941年	21	23.8	37	93	1.14	1.8	4.4	0.64	0.26	2.5	
1942年	10	2.3	13	19	0.23	1.3	1.9	0.18	0.12	1.5	

[備考] 「和歌山県農地改革誌」79~80ページによる。

第29表 土地取上争議件数（和歌山）

年 次	争議 件数	関係人員		関係 面積
		地主	小作人	
1939年	20	6	31	町 8.1
1940年	15	17	21	4.2
1941年	8	8	8	1.8
1945年	825	—	947	147.2

〔備考〕出典は前表と同じ。

数二四件中その半ば以上をしめている。それが四一年には八件となり、四五年になると一挙に八二五件と激増しているが、この後者は、終戦と同時に食糧難におちり、また農地改革の実施におびえた地主の土地引上げによるものである。戦争経済の進展とともに、「農村平和」維持とならんで、耕作権安定化による食糧増産をねらった政府の諸対策も、ついに土地争議を絶滅させることはできなかつたことを示している。

なお、本県における農民組合は、一九三五年現在で、全国農民組合連合会（支部一、組合数三三、組合員六五八）、皇國農民同盟（支部五、組合五五九人）および単独組合（組合一六、組合員一、三五二人）の三系統組織をもつていた。その後、大日本農民組合が結成された当時（一九三九年）、松阪栄次郎会長のもとに、二八町村に支部をもち、組合員総数六二六人を有する組合となつた（「和歌山県農地改革史」一〇二ページ参照）。この組合も、その後わずかの期間をおいて姿を消したことは他府県のばあいと同様である。

第五章 農民団体

第一節 小作人組合と地主組合

小作人組合 小作人の経済的利益の擁護、社会的地位の向上を目的として組織される大衆団体たる小作人組合は、大正中期以後、全国各地に設立された。階級的な全国組織として活動した日本農民組合（日農）、そのあとをついだ全国農民組合（全農）に属する小作人組合は、小作料の減免あるいは土地を農民へ、のスローガンのもとに、おおむねはげしい反地主的戦闘性を發揮して強固に結束するものが多かつた。しかし、これらの左翼的戦闘的組合のほかに、政治的には中立あるいは右翼的立場にたつ全国農民組合同盟その他の全国組織があり、その傘下の小作人組合があつた。

これらすべてをふくめ、一九二七年には小作人組合数は四、五八二、組合員数は三六万五、三三二人であった。その後、組合数は一九三三年に四、八一〇に増加し、この年最高を記録したものの、組合員数は二七年を頂点としてその後漸減していった。日中戦争開始の年（一九三七年）には、すでにそれは二二万六、九一九人に減少し、ことに四〇年には七万五、九三〇人へと激減した。三九年以後

第30表 地主・小作人組合（全国）

年 次	小作人組合		地主組合		協調組合	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
1939年	3,509	210,208	474	32,595	3,152	251,313
1940年	1,029	75,930	304	22,555	4,025	247,782
1941年	294	23,595	144	10,682	764	128,817
1942年	185	15,802	117	8,364	781	138,283
1943年	99	9,542	88	5,843	904	208,881
1944年	34	3,742	41	1,027	760	187,293

[備考] 1) 1942~44年の数字は「第22次農林省統計表」により、1939~41年のそれは「昭和16年農地年報」による。いずれも農林省調査。

2) 地主組合のなかには土地会社もふくまれる。

その推移は第30表の示すとおりであるが、最盛時三六万人をこえた組合員が戦争末期の四四年にはわずか三千余人を数えたにすぎない。残存したこれらの組合は、いざれも全国的組織の支部ではなく、地方的な単独組合であった。

小作人組合が戦時下に、このように急激に消滅した原因は、もとより単純ではない。しかしその最大の原因が、官憲によるきびしい取締り——幹部や活動分子の逮捕から団体解散命令にわたる取締りにあつたことはだれでも否定しない事実である。後述のように、戦

時下において全農・大日本農民組合・日本農民組合総同盟・農地制度改革同盟など、いやしくも農民の自主的な団体とみとめられたものはすべて当局によつて解散せしめられ、中央本部はもちろんその地方連合会や末端の支部組織も解散させられた。そのあとには、農業報国会など「挙国一致」「増産報國」等をスローガンとする官製の愛国農民団体がつくられた。政府は一方において小作料統制その他で地主階級の小作人搾取を部分的に制限して農民を食糧増産にかりたながら、他方の手でいつさいの自主的農民団体を禁止・解散せしめていったのである。

地主組合 大正中期以降急速に全国的に設立をみた地主組合は、小作人組合に対抗して地主の利益を守るためにつくられた組合であった。地主階級は一九二五年には地主の全国組織たる大日本主協会を発展させて大日本農政協会をつくり、政治活動を展開した。地主組合も、小作人組合と同様、一九二七年（組合数七三四、組合員数五万七、〇五二人）を頂点としてそれ以後漸減、日中戦争開始の年には組合数四九七、組合員数三万五、〇五四人となつた。三九年以後の推移は前掲第30表の示すとおりで、太平洋戦争下にはとくに急速にその数を減少させ、四四年には、組合数四一、組合員一、〇二七人を数えるにすぎない。対抗する相手たる小作人組合の衰滅に対応しつつ推移したわけである。

協調組合 小作争議の未然防止、小作人組合の階級性除去などを目的として、多くは市町村長や警察署長等が指導してつくらせたのが協調組合である。もちろん、地主や小作人あるいは有識者の自發的な動きで組織された協調組合も存在したことは否定しない。しかし小作調停の結果、調停者や市町村の顔役の仲介によつてこの種の協調組合ができる例が圧倒的に多かった。

協調組合は小作人組合や地主組合とちがつて、大正中期以後一九

第31表 地主・小作人組合一覧表(全国)

道府県名	小作人組合		地主組合		協調組合	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
北海道	16	988	11	3,513	11	1,455
青森県	—	—	—	—	—	—
岩手県	15	1,530	3	84	34	4,467
宮城県	—	—	6	42	303	38,051
秋田県	—	—	—	—	70	27,047
福島県	30	1,792	4	173	11	1,630
茨城県	13	1,568	4	158	—	—
群馬県	—	—	16	2,218	3	206
埼玉県	6	893	—	—	—	—
東京都	—	—	—	—	—	—
神奈川県	—	—	5	—	—	—
新潟県	—	—	1	21	22	3,160
富山県	—	—	6	—	—	—
石川県	18	1,138	6	628	1	70
福井県	19	775	10	452	4	125
岐阜県	73	4,801	6	644	42	3,443
愛知県	—	—	—	—	—	—
三重県	14	880	10	374	59	6,368
滋賀県	12	1,282	—	—	4	775
京都府	5	1,073	4	74	43	7,912
大阪府	24	2,186	5	323	8	1,276
兵庫県	—	—	—	—	2	113
奈良県	31	1,729	5	253	42	4,515
和歌山県	—	—	—	—	不詳	—
福岡県	4	218	20	242	6	624
大分県	2	1,225	2	127	1	50
宮崎県	—	—	1	455	3	421
鹿児島県	—	—	6	116	35	—
沖縄県	4	187	4	283	4	5,862
鹿児島県	1	13	4	—	—	364
沖縄県	7	1,317	1	166	14	5,439
計	294	23,595	144	10,682	764	128,817

〔備考〕 1) 本表は農林省が、1941年末迄に創設した現存組合の組合数及組合員数の異動に付1942年1月末日迄に到達したる報告書に基き、集計したものである。
 2) 地主組合中には土地会社をふくむ。
 3) 「昭和16年農地年報」による。

31表をかかげる。小作人組合では山梨・三重・福島・京都・茨城などの方に比較的多く組合員数が残存していたことがわかる。

四〇年ころまでひきつづき増大する傾向を示した。しかし四一年以後は急激に減少している(前掲第30表)。たとえ協調組合とはいっても、このころになるとその存在は当局にとって危険視され、解散せしめられるか、別の官製団体に切りかえられるかしたのである。戦争末期の四年でも組合員数一八万人余を数えているが、このなかにはそのような官製団体のメンバーも相当数えられていると思われる。

最後に、一九四一年末現在における各種組合の地方分布を示す第

第二節 農地制度改革同盟その他

大日本農民組合

戦前、階級的農民組合運動の伝統を守る最有力の全国的農民団体であった全農は、一九三七年一二月、いわゆる人民戦線事件に黒田寿男らの幹部が連座するによつて、当局の弾圧を避け組織を維持するための方策として、従来の指導方針を転換して「反共・反人民戦線」をかかげる新団体の結成に踏みきつた。三八年二月六日、全農は山形・富山などの地方組合と

合同して大日本農民組合（組合長杉山元治郎、主事三宅正一、組合員一万五〇〇〇）を結成した。支持政党は社会大衆党、運動方針には農業生産力の拡充、日満支総合農業国策の樹立、勤労報公等をかけ、一方において小作人をふくむ全農民の利益擁護のために運動するといいながら、その性格は多分に時局迎合的性格を帶びていた。

しかしこの大日本農民組合も、もはや従来のような小作争議の積極的指導、大衆動員などでたたかうことはできず、一九三九年未に幹部と下部組織が農地制度改革同盟に参加したのち、四〇年八月にはついに解散した。

日本農民組合

一九三一年に結成された日本農民組合（会長片山哲）は社会民衆党支持の態度をとつていたが、翌三二年

赤松克磨らが社会民衆党を脱して日本国家社会党を結成したのに呼応して国家社会主義運動支持の態度を決定した。この右旋回の中心は平野力三主事であったが、右の国家社会主義的農民運動方針に反対して片山哲らはこれと離れ、同年四月社会民衆党支持の日本農民

組合総同盟を結成した（会長鈴木文治、副会長片山哲）。

日本農民組合はその後さらに在郷軍人を中心に皇道会と提携するなど、ますます右翼化して一九三四年には会長に平野が就任、「一君万民の國体原理に基ける搾取なき社会建設のため一層精力的に闘ふ」と宣言した。この動きはまた当時の全農にも波及し、全農を脱退した幹部が全農大阪府連合会を中心に一九三三年に皇國農民同盟を結成した。このほか皇國農民連盟（新潟）、農民自治連盟（千葉）等いくつかの右翼的農民組合が生まれた。一九三七年には維新青年俱楽部・富山県勤労農民同盟・皇國農民組合同盟（愛知）その他の地方組織の間に統一合同の動きがあつたが、全国的なファッショ的農民戦線の結成を見るにはいたらなかつた。

日本農民連盟

全農内の稻村隆一ら一部の幹部は、全農が日本農民組合総同盟（鈴木文治会長）との合同を進めている

動きに反発し、一九三七年末に全農を脱退し、中野正剛の主宰する東方会と連絡をとり、長野農村更生連盟・信州郷軍同志会・甲府革新党など地方組織を糾合して三八年一月、日本農民連盟を結成した。その後、土佐農民総組合・千葉農村更正連盟など、いくつかの組織が参加した。この連盟も、日中戦後の農民運動右旋回の一翼として、全体主義を標榜する農民団体であったが、一九四〇年九月解散した。これと前後して、日本農民組合総同盟（七月）、大日本農民組合（八月）その他地方的農民組合の解散が相つぎ、日本農民組合も四一年三月、山梨県連の解散を最後にすべての組織を解消した。

農地制度改革同盟

一九三九年一一月二九日創立されたこの同盟は、農民組合関係の国会議員が中心となつて、大日本農民組合・日本農民組合・日本農民組合総同盟・日本農民連盟等の有志を糾合してつくられた。この同盟の指導者たちは、時局下、もはや従来の小作争議の組織やその他の日常活動は不可能とな

つた情勢を察し、他方、政府が食糧生産確保のため小作料適正化や農地価格の統制など、農地政策に重点を指向して来たことに着目し、「農地制度の合理的改革」を共同の目標にした統一的政治運動を展開しようと考えたのである。これはつぎにかかる「宣言」や「農地制度改革の方針」をみれば明らかに察知される。

同盟の主張は、(一) 土地管理制度の樹立、(二) 家産制自作農創設維持、その前提としての、(三) 小作地の国有化、ということにつきるが、第一の主張は大日本農民組合総同盟の「全耕地の自作化」、第三は日本農民組合の「小作地の国有」からそれぞれ採られたものといわれる(農民組合史刊行会「農民組合運動史」、一九六〇年刊、七九二ページ参照)。

▽綱領

一、本同盟は、農業生産の拡充及び農村生活の向上の為、農業政策の根幹たる農地制度の合理的改革を期す

▽宣言

全国の三千万の農民諸君よ。

愈々我等は、農地制度改革に邁進しなければならぬ秋が來た。

小作農たると自作農たるとを問はず、その倚つて立つところの本分を明らかにして、渾然一体、我が農村の重大使命たる食糧生産の確保と原料農產品輸出向農產品の増産を、完遂しなければならぬ秋が來たのだ。

然かり、手に鍬を持つ我等は、戦時下の農民として、或る時は一身を捧げて、戦線にあって尽忠報國の誠を致し、或る時は、銃後において、あらゆる生産条件の障礙を克服し、農業報國に精励してきた。然るに、事變の進展に伴ひ土地の思惑と投機的対象の傾向が増大し小作料は昂騰した。地価は昂騰した。而もこの農地

政策に対する無統制は、遂に耕地の減少をさへ見るに至った。農業生産の根幹たる農地の斯くの如き傾向は、國力進展の見地より、断じて看過し能はざる所である。茲に於て我等は、食糧生産確保のためと、農業生産力拡充のために農地制度を合理的に改革すべく、農地制度改革同盟を結成す。

全國の農民諸君よ。我が同盟に結集せよ。而して、農村に課せられたる国家的重大使命を完遂すべく、農地制度改革の大旗を翳し、土地管理制度の樹立、家産制自作農創設維持制度の創設、それへの前提たる小作地国有、この三大目的の達成に向って、村から村へ、町から町へ、農地制度改革の聖火を点じ、これが實現に邁進せよ。

右宣言す

▽農地制度改革の方針

(前略)……われわれが目的とする自作農政策は、現行の不合理な小作料の強制引下げを行つて、小作料の適正化を計り、この適正化された小作料、たとへば全収穫高の二割五分位に引下げた小作料を基準として地価を算定するといった具合に、廉価に国有小作地を払い下げ、しかも、各農家が立派に人間としての生計が立つやうに、農業利潤が得られるだけの耕地面積、少くとも現在の倍、即ち現在一町歩を經營している農家であれば二町乃至三町歩位は經營できるやうな、所謂適正規模耕地面積を國家が保障して、それだけは負債の抵当や差押を受けないやうに法律で保護し、各農家の適正規模經營面積だけは、農家世襲地として、子孫代々相続するといふ新しい制度を設けよといふのである。この世襲地自作農制度をば、学者は家産制自作農主義と呼んでゐる。それを実現しやうといふのである。

以上大摺みに述べたことを要約する。

一、農地の不安を除去するために「耕作しない者は農地を所有すべからず」との原則を樹立すること

一、地主の土地思惑と土地の投機性をなくし、工業の犠牲に農業がならぬやうに、農地利用に対する国家統制を行ふために土地管理制度を樹立すること

一、全農耕者を自作農化するために、小作地国有を断行し、小作物の適正化を計ること

一、農家に完全な農業利潤を得さしめるために家産制適正規模自作農創設の実現を計ること

▽役員
会長 由谷義治
副会長 三宅正一

顧問 大石大、杉山元治郎、鈴木文治

主事兼会計 平野力三

常任理事 杉浦武雄、三輪寿壯、片山哲、須永好

幹事 角田藤三郎、恒次東洋雄、岩田潔 会計監督 佐竹晴記
理事 田中養達、菊地養之輔、川俣清音、野溝勝、山崎剣二、
加藤遼造、水谷長三郎、河合義一、前川正一、田原春次、富吉

榮二、松本治一郎、中村高一（以上代議士）八百板正、日野吉夫、増田浅吉、大沢松治郎、斎藤初太郎、渡辺潛、今井一郎、宮向国平、細田綱吉、石井繁丸、秋山要、松本積善、成瀬喜五郎、酒井一雄、棚橋小虎、小島小一郎、石橋源四郎、清沢俊英、森英吉、三谷文太郎、正木清、金子益太郎、細野三千雄、松坂栄二郎、石原信二、松沢一、小野永雄、西謙一郎、池野茂、山中武雄、野口竜三、小西繁三、福島喜市

同盟は「農地國家管理制度」を作成し、第七五国会（四〇年）、六国会（四一年）、七九国会（四二年）につきつぎと提案したが、

いずれも審議未了に終わった。

同盟は、その運動の目的として「食糧生産の確保」「農業生産力の拡充」という戦時経済の至上命令をかけ、巧みに時局に乗ずる姿勢をとつて農地制度の改革小作料の軽減や農地の国家管理を中心としたものであったが、太平洋戦争開始前夜、農民組合がつぎつぎと当局の命により解散せしめられたなかで、「最後の農民団体」としてからうじてその存在をつづけた。しかし早くも一九四一年には同盟内部から由谷義治ら解消を唱える者が生じ、四二年三月、政府は「言論出版集会結社等臨時取締法」第二条により結社禁止を命じた。理由は、同盟が「我が國農業生産機構の根本なる土地制度を変革し直接生産農民の福利を図るを以て主たる目的」とする「社会主義的政治結社」である、というのであるが、農民の団体であるかぎり、いかなるスローガンをかけようと、もはやその存在は許されなくなつたのである。

▽農地制度改革同盟に対する政治（思想）

結社不許可理由

一、要旨

農地制度改革同盟は我が國農業生産機構の根本たる土地制度を変革し直接生産農民の福利を図るを以て主たる目的となし、之が手段として農地國家管理制度案の議会通過を期するものにして、その根本思想は社会主義に発し其の性格並に運動形態は階級的且闘争的にして該運動の実効を期する上に於て中央並に地方議会勢力を獲得を目指し、従つて勢い大衆的煽動的となり、鞏固なる小作人の結集を企図しつゝありて一つの国内分派を形成し戦時下国内体制の整備並國力進展上著しき障害ありと認めらるるを以て、言論出版集会結社等臨時取締法第二条に依り農地同盟の結社に対し不許可処分に付するものとす。

